

令和6年壮警町議会第2回定例会を、次のとおり招集する。

令和6年5月31日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和6年6月13日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- （1）固定資産評価審査委員会委員の選任について
- （2）固定資産評価員の選任について
- （3）町道路線の認定について
- （4）専決処分の承認を求めることについて
- （5）専決処分の承認を求めることについて
- （6）専決処分の承認を求めることについて
- （7）専決処分の承認を求めることについて
- （8）専決処分の承認を求めることについて
- （9）専決処分の承認を求めることについて
- （10）議決事項の一部変更について
- （11）議決事項の一部変更について
- （12）議決事項の一部変更について
- （13）議決事項の一部変更について
- （14）議決事項の一部変更について
- （15）議決事項の一部変更について
- （16）動産の取得について
- （17）壮警町指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- （18）令和6年度壮警町一般会計補正予算（第1号）について
- （19）令和5年度壮警町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- （20）令和5年度壮警町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告

について

(21) 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君
3番 長 内 伸 一 君
5番 佐 藤 忞 君
7番 菊 地 敏 法 君
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君
4番 毛 利 爾 君
6番 湯 浅 祥 治 君
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

令和6年壮瞥町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年6月13日（木曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 議案第25号ないし議案第42号及び報告第1号ないし報告第2号及び諮問第1号について
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（９名）

1 番	山 本	勲 君	2 番	加 藤	正 志 君
3 番	長 内	伸 一 君	4 番	毛 利	爾 君
5 番	佐 藤	忖 君	6 番	湯 浅	祥 治 君
7 番	菊 地	敏 法 君	8 番	真 鍋	盛 男 君
9 番	森	太 郎 君			

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	厂 原 收 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者	
	石 塚 季 男 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土 門 秀 樹 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
企画財政課参事	市 田 喜 芳 君
住民福祉課長	阿 部 正 一 君
産業振興課長	篠 原 賢 司 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
建 設 課 長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長（兼）	土 門 秀 樹 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） ただいまから令和 6 年壮瞥町議会第 2 回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
6 番 湯浅祥治君 7 番 菊地敏法君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 6 月 14 日までの 2 日間といた
したいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から 6 月 14 日までの 2 日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（森 太郎君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
議会一般、監査委員からの例月出納検査結果報告、各団体からの陳情、要望等、広
域連合、行政事務組合議会等報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
今期定例会の付議事件は、議案 18 件、報告 2 件、諮問 1 件であります。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（森 太郎君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和6年第1回定例会以降における町政の主なものについてご報告を申し上げます。

最初に、お手元に第1回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

次に、要望活動についてご報告申し上げます。5月14日、15日、東京都で開催された全国道路利用者会議定時総会並びに道路整備促進期成同盟会全国協議会通常総会及び命と暮らしを守る道づくり全国大会にそれぞれ出席し、総会決議、大会決議を基に令和7年度の北海道の道路整備や道路予算の確保等について道内選出の国会議員や国土交通省などに要望を行いました。

6月3日、室蘭地方総合開発期成会として室蘭開発建設部、胆振総合振興局に対し、令和7年度の国費等の要望を行いました。本町といたしましては、国道453号蟠溪道路の整備促進と交通安全施設等の整備、上久保内、幸内地区地滑り対策の推進、道道洞爺湖登別線の整備促進、有珠山外環状線の整備に伴う橋梁架け替えと道路整備の促進等について要望を行いました。なお、当日は森議長にもご同行をいただいております。

行政報告ですが、初めに犯罪被害者支援に関する協定の締結についてご報告申し上げます。本年第1回定例会にて壮警町犯罪被害者等支援条例を議決いただき、4月1日から施行しましたが、5月9日、伊達警察署と犯罪被害者等支援に関する協定を締結いたしました。本協定については、町が犯罪被害者等から相談、または申請を受けた際、警察から必要な情報の提供を受けられる環境を整えたものであります。犯罪のない地域社会づくりに努めるとともに、事案が発生した場合には条例とこの協定に基づき適切に対応していく所存です。

次に、地域経済の状況についてご報告申し上げます。令和5年度の観光入り込み客数は168万1,000人で前年比144%となり、コロナ前の178万4,000人との比較では約10万人ほど少ないものの、ほぼ回復に近づいたものと認識しております。これはインバウンドを中心とした旅行需要の回復によるところが大きく、昭和新山の入り込み客数増と町内宿泊施設の宿泊客の増が堅調であったことによるものと考えております。

観光入り込み客数増に加えて、特に新規開業された洞爺湖鶴雅リゾートの誘での新規雇用や定住人口の増加などの経済効果も大きいと考えており、元気な産業と未来へつなぐ明るいまちづくりにつなげられる足がかりになるものと期待しているところであります。

また、燃油、物価の高騰、電気料金の値上げなど、地域中小企業や小規模事業者の支援のために引き続き商工会などと連携し、中小企業等事業継続支援事業を継続してまいりました。町では引き続き地域で頑張る中小企業、小規模事業者の皆様のために

関係機関と連携し、伴走しながら地域経済を支えていく考えであります。

以上、令和6年第1回定例会以降における町政の主なものについてご報告といたします。

○議長（森 太郎君） これにて行政報告を終結いたします。

◎一般質問

○議長（森 太郎君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、発言を許します。

6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） それでは、私のほうから2問ほど一般質問させていただきます。

質問事項、壮瞥町子ども読書活動推進計画の取組について。

質問要旨、近年はネットの普及により本よりスマホやタブレット端末を手にする子供が増えています。内閣府の調査では10歳以上の小学生の平日1日当たりのネット利用時間は22年度が213.7分、3時間33分で、19年度比で84.6分増加しており、10歳の利用内容ではゲームをする、89.4%がトップで、動画を見る、84.8%が続いています。

東京大学とベネッセ教育総合研究所の共同調査によると、小学4年から6年生の1日の平均読書時間は19年度の20.7分から22年度には16.8分に減少、全体の45.5%が零分と回答しています。バスや電車に乗ると、スマホでゲームをする子供たちが多く見られるようになったと感じます。

文部科学省が昨年4月に実施した全国学力・学習状況調査のアンケート結果からは、読書が好き、新聞を読んでいるという児童生徒ほど成績がよい傾向が見られました。未来の壮瞥、日本を背負う子供たちに読書の習慣を身につけてもらうことが大切な教育の一つであると考えます。

そこで、壮瞥町における子ども読書活動推進計画で取り組まれた内容と成果や今後の課題、スマホなどが子供に与える悪影響について伺います。

それでは、もう一点、質問事項、壮瞥町におけるマイナンバー情報照会利用について。

質問要旨、5月15日に会計検査院がマイナンバーに関する報告書を発表しました。地方公共団体がマイナンバーを情報照会にどの程度利用しているかというものです。マイナンバー制度の大きな目的の一つとして行政運営の効率化とマイナンバー法第1条に明記されていますが、これが本当に果たしているかが検証されたわけです。しかし、結果は惨憺たるものでした。地方公共団体が情報照会できる1,258手続のうち何と4割近くの485手続は全く利用されていなかったのです。逆に半分以上の地方公共団体が利用していた業務は僅か33手続で、全手続数の3%です。マイナポイン

トも含めると数兆円以上の税金が投入されたにもかかわらず、あまりに悲惨な結果です。会計検査院の調査結果を受け、各種メディアも報道し、朝日新聞は翌日の朝刊でマイナ活用、むしろ負担とその問題点を報じています。

そこで、壮瞥町におけるマイナンバー情報照会利用について伺います。

①、壮瞥町においてマイナンバー情報照会が可能な事務手続の総数は幾つか。

②、会計検査院の報告書では、マイナンバー情報照会を利用していない事例が指摘されましたが、本町にもあると考えられる。その原因は何か。

③、マイナンバーの情報照会システムによって自治体の業務の効率化はどの程度実現されたか。また、かえって自治体の業務が滞った事例はないか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） 6 番、湯浅議員の 1 点目のご質問にご答弁申し上げます。

近年のスマートフォンやタブレット端末の急速な普及により、児童生徒が端末に触れる機会が多くなってきていると認識しております。携帯電話やスマートフォンなど電子メディア等との付き合い方につきましては、平成 27 年 4 月 1 日に脱ケータイ宣言を壮瞥町 P T A 連合会より発出し、注意喚起を促す取組や各小中学校におきましては、生活リズムチェックシートの活用、健康 3 原則、食事、睡眠、適切な運動の定着に向け、家庭と連携した取組を継続しております。

全国学力・学習状況調査の結果では、議員のご指摘のとおり壮瞥町におきましても読書が好き、新聞を読んでいるという児童生徒の正答率が高い傾向にありますが、一方で壮瞥町における全国学力・学習状況調査の分析結果では語彙力や文章力、読解力に課題が見られるという分析結果になっていることから、教育委員会といたしましても読書活動の重要性を認識しているところであります。

壮瞥町における子ども読書推進計画で取り組んだ成果と課題につきましては、乳幼児や就学前児童に対しては乳幼児健診時に読み聞かせや本の紹介をするブックスタート事業の実施とぴよちゃんカードを発行するなど、本に親しむきっかけづくりとして取り組んでおります。

小学校と中学校の児童生徒に対しましては、山美湖図書室の本を定期的に 50 から 200 冊貸し出し、読書意欲の向上を図り、また小学校では読み聞かせボランティアによる読み聞かせを実施し、読書に親しむ環境を整えていくことで壮瞥町の児童生徒に本が好き、読書が好きという意識の定着が図られていることと考えております。

課題につきましては、先ほど述べました全国学力・学習状況調査の分析から語彙力や文章力、読解力に課題があるという結果を受けまして、読書活動の重要性を実感してもらえよう図書ボランティアや読み聞かせボランティア、それから学校と家庭と連携しながらこれまでの取組を継続して実施していく考えであります。

次に、スマートフォンなどが児童生徒に与える悪影響についてですが、国や医療機

関などからは視力の低下や睡眠障害といった健康被害や、相手の表情を読み取る力、自分の気持ちを伝える力、相手の言葉を受け取る力などが身につかないなどのコミュニケーション能力の低下、情報漏洩やネット詐欺など犯罪の加害者、被害者になり得る危険性を持っていることが指摘されております。特に電子メディアを悪用した犯罪に青少年が巻き込まれる事件が起きており、教育委員会といたしましても危惧しているところでございます。望ましい生活習慣の定着に向けて、携帯電話やスマートフォンの使用に関してのルールづくりや使い方について今後さらに家庭と学校と連携を取りながら取組を推進する考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（森 太郎君） 町長。

○町長（田鍋敏也君） 2つ目のご質問にご答弁をさせていただきます。

1点目の壮瞥町におけるマイナンバー情報照会が可能な事務手続の総数についてですが、令和5年6月19日時点でデジタル庁が公表している情報連携可能な事務手続の一覧では、市町村を情報照会者とするものが547件であることから、壮瞥町におけるマイナンバー情報照会が可能な事務手続の総数の同数の547件あると考えております。

2点目の壮瞥町におけるマイナンバー照会を利用していない事例についてですが、会計検査院の報告にもありますが、健康保険証や預金通帳の口座番号が必要な手続において、従前どおり保険証や預金通帳の写しを添付したほうが効率的と考え、情報照会は行っていない事例があります。

3点目のマイナンバーの情報照会システムによる自治体の業務の効率化についてですが、前住所地の税の証明や住民票の写しといった書類の情報照会が可能となったことで書類の取得の迅速化が図られるなど、事務の効率化に寄与しているものと考えております。一方で、情報照会によって滞った事例についてですが、現在のところ特にありません。

情報照会については、今後も国の取扱いに従い事務を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ただいまご答弁いただきました中で、まず壮瞥町子ども読書活動推進計画取組について再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で壮瞥町の児童生徒が本が好き、読書が好きという意識が図られていると言われておりましたが、壮瞥町において校内アンケートなど平均読書冊数などは把握されていますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

この町の児童生徒の平均読書冊数ということでございますが、児童生徒の分につい

ては特に取っていないのですけれども、山美湖図書室の利用者で統計を取っておりまして、令和5年度におきましては1日当たりの平均貸出冊数が24.8冊、住民1人当たりの平均貸出冊数が3.7冊というような結果となっております。これらには児童生徒の数も入っているということですので、住民1人当たりの結果ですが、このような調査の結果になっております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 今ご答弁いただきましたけれども、壮瞥町の子ども読書活動推進計画の中ではたしか目標数が出ていたと思うのです。4.7だということで。どれだけ出ているのか、それを知りたかったわけですが、そこまでは取組がされていないのかなと思いますので、今後も取組をぜひお願い申し上げます。

それで、私のほうからは読書推進事例のほうを紹介させていただきます。これは、広島県の府中町の町立府中小学校の事例です。学校まるごと図書館と銘打って、子供が本を手に入る機会を増やそうと玄関前の校舎の様々な場所に図書コーナーを設けています。このように子供と本との接触面積を増やすことで子供への読書意欲を高めていくのはいかがでしょうか。このような事例がありますけれども、お答えいただけますでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

ただいま広島県の事例ということで、学校での読書推進に向けた取組ということがございました。壮瞥町におきましても、読書活動推進ということでいろいろな活動を行ってございます。図書室で行っている読書推進活動に関しましては、人形劇とか影絵の開催、それから毎年開催しておりますが、図書フェスティバルなどを開催しております。

また、毎月広報で山美湖図書室ということで図書だよりを発行してございます。また、学校には、先ほども申しましたが、小中高と山美湖図書室から本を貸し出してございます。

また、毎年1回道立図書館と連携して、道立図書館から本をお借りして学校ブックフェスティバルを開催して子供たちに読書に親しめる環境づくりということで取り組んでございます。

このようなことからいろんな取組をさせていただいておりますが、まだまだ先ほど全国学力・学習状況調査の結果もございまして、読書活動の推進ということで図書ボランティアですとか、読み聞かせボランティア、あるいは学校とも家庭とも連携しながらより一層努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ただいまご答弁いただきましたけれども、壮瞥町でも取組もされていると思いますけれども、全国的には結構こういう本に親しみやすい取組というか、先ほど申し上げた事例では本がどこでも目につくような、そういう取組によって読書率を上げたいというような取組だったのですけれども、先ほども読み聞かせ等とありましたけれども、もっと受動的なものではなくて今度能動的なものの取組の事例をもう一件紹介したいと思います。

これは高校の事例なのでございますが、埼玉県、県立所沢中央高校、ビブリオ pocket トークと銘打って、授業でこれからの私たちに必要な本を紹介し合っている。また、栃木県の教育委員会では、高校生の読書活動を推進する読書コンシェルジュに現役の高校生を任命しています。このように単に読み聞かせなどで受動的に読書体験をするだけでなく、能動的にアウトプットを目的に読書を進めると取り組み方も一層深まっていくと考えられますが、こうした取組を行っていくのはいかがでしょうか。お答えいただけますか。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ただいま埼玉県と栃木県の事例をいただきました。そういった事例を参考にしながら壮瞥町の読書活動もより推進していくということをは心がけていきたいと思いますが、壮瞥町におきましても以前図書室ではございますが、ビブリオブックトークですとか、そんなこともやって能動的な取組もしていたこともございます。それから、読書推進計画にもありますが、学校での取組の読書活動の推進ということで、ブックトークや読み聞かせをさらに充実していくのだということも今計画に掲げて取り組んでいってございます。教育委員会といたしましても、読書活動の推進につきまして子供たちがより本に親しみが持てるよう今後も推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） これからもいろんな取組もございますので、ぜひいろんな取組にチャレンジしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、もう一点ですけれども、近年のスマホを持つ人が1人1台の世の中になってきております。子供もスマホを持つことも増えております。スマホなどの利用に関して家庭や学校と連携して取組を推進するとのことでしたが、具体的にはどのように連携を行い、どのような取組を推進される予定でしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

スマホの件でございますが、現在町内の中学校ですが、スマホの所持率を聞き取り調査したことがあるということで聞いております。中学校2年生、3年生が大体8割

程度、それから１年生は調査はしていないのですが、見込みとして大体７割程度持っているのではないかと。小学校も調査はしていないのですが、学校に聞きますとおおむね５割以上所持しているのではないかとということでございます。こういったスマホの所持率が高くなってきているところでございますが、教育委員会といたしましては、このようなスマホに対する取組につきましては、望ましい生活習慣の定着ということで電子メディアとの関わりについて家庭と連携しながら、これは以前取り組んでいましたが、今も継続していることでありますが、その電子メディアと付き合うに当たって家庭でのルールづくりをしていくということで、令和元年１１月にそうべつ携帯・スマホ家庭での３カ条ということで壮瞥町ＰＴＡ連合会、それから校長会、教頭会、教育委員会、あと親力つむぎ検討チームの連名で発出して啓発活動を行っております。学校でも児童生徒に対しましてこのメディアに関する取組、付き合い方に関してはそれぞれ指導してもらっているところでございますので、引き続き教育委員会も連携しながら取組を実施、継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ６番、湯浅祥治君。

○６番（湯浅祥治君） 壮瞥町の小中学校生、スマホをどれだけまず持っているのか、あとその影響についても教育委員会のほうでぜひお調べいただきたいなと、そう思っておりますので、ご答弁の中にもありましたように、やはり相当影響はいろいろあるということで、視覚障害、睡眠障害も含めて健康被害です。そのほかも含めていろいろ取り沙汰されておりますので、ぜひ推進をお願いしたいと思います。

そこで、スマホに関する興味深い調査報告がありますので、ご紹介を申し上げます。東北大加齢医学研究所によれば、スマホ、タブレットの使用時間が１日１時間未満の子供たちの学力、国語、算数、理科、社会の平均偏差値は、家庭学習を全くしないグループでも全体の平均に届いていた。しかし、使用時間が１時間以上の子供たちは家庭学習を全くしないグループでは平均に届かず、１日一、二時間しているグループでようやく平均に届いたと、これ５月１日付の毎日新聞が報じています。これは仙台市の公立小中学校における調査の結果ですが、当町ではこのようなスマホの使用時間と学力の相関関係を調査されているか。

先ほどの所持とかの調査とダブるところもありますけれども、あと読書が好き、好きが多いのにもかかわらず国語力に課題が見られるのは、この仙台市と同じような問題が発生している可能性は排除できません。町として独自に調査を行ったり、スマホ使用の危険性を保護者に周知することが重要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

スマホ等の利用と学習成績の相関関係、町としてタブレット端末、あるいはスマホですとか、そういった電子メディアの危険性を今後周知していくことということで

ざいでしたが、これも学校では生活リズムチェックシートでの調査でございますが、壮瞥町の児童生徒、令和5年度の調査ではテレビ、スマホ、タブレットゲームの時間を調査してございます。小学生、10歳以上での平均では79.1分、10歳以下では76.2分で、中学生は97.1分というふうになっております。北海道教育委員会が目安としている1日平均時間120分が目安としておりますが、いずれも下回っております。しかしながら、個人差が多く、中には120分を大きく超える児童生徒もいるのが実態ということでございます。児童生徒、あるいは保護者には再度適切な時間に、こういったテレビ、スマホ、タブレットゲームの時間が適切な時間になるよう、先ほども申し上げましたが、家庭でのルールづくり、ルールの再確認をしてもらうよう取組を行っていきたいというふうに思っております。

町といたしましても何らかの機会にいろいろな調査結果ですとか、スマホ、タブレットゲームが健康に与える影響など、そういったことを周知していくような機会も今後考えていければなというふうに思っています。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 答弁ありがとうございます。

スマホの危険性も言われておりますし、ぜひルールづくりを徹底していただいて、町からもそういう啓蒙、それをやはりもう少し十分にやっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それで、GIGAスクールについてまたお話を、ちょっと聞きたいことがありますので。GIGAスクール構想は子供とタブレットの距離を急激に縮める施策でありますけれども、学力低下や読書離れにつながるおそれがあります。特に読書離れについては多くの教育関係者も懸念するところです。

例えば千葉県の野田市立川間中学校の山田桂一校長は、調べ学習など図書室へ行って本から情報を得るのが常でしたが、今はGIGAスクール構想で配置された1人1台のパソコンを使えば、教室にしながらネットで様々な情報を手に入れることが図書機会が減り、結果として読書離れに拍車をかけているというように感じますと学校のホームページで述べております。

また、2021年には愛知県の日進市立南小学校の高橋雅樹校長は、GIGAスクール構想で加速した教育のデジタル化が読書活動に負の影響を及ぼす可能性を感じました。GIGAスクール構想によるタブレット活用が進んでいくと、学習への関心を高める効果等が期待できる反面、活字離れの増加に拍車をかけるおそれがありますと述べております。

加えて、公益財団法人文字・活字文化推進機構の肥田美代子前理事長は、読む子と読まない子の格差が大きくなっている。2024年度からは、デジタル教科書が本格的に導入されると、この溝はもっと広がるに違いない。読書習慣のない子供は、さらに読

書から遠ざかることになるかもしれないと述べています。

このようにGIGAスクール構想やデジタル教科書は読書離れを加速されかねません。町としてこうした問題点をどのように捉え、どのような対策を講じているのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

GIGAスクール構想ですとか、デジタル化ということで読書離れが進んでいるのではないかと考えてございますが、確かにGIGAスクールで子供たちは1人1台端末で、学校では端末を駆使して学習に励んでいるところでございます。また、デジタル教科書なども便利なところで、分かりやすくなっているところで教職員は活用しているところでございますが、こういった反面読書離れということがあるのではないかと考えてございますが、教育委員会といたしましてもこのGIGAスクール構想で1人1台タブレット端末を持っているわけでございますが、そこにつきましては必要なものとして、学習に必要なものということで、きっちりとすみ分けをしながら子供たちには活用してもらいたい。今後もこのタブレット端末ですとか、デジタル化が加速すると思いますが、子供たちには必要なものであり、今後も自分たちの鉛筆ですとか、消しゴムですとか、そういった学用品の中の一部なのだとすることを理解してもらって、家庭にも保護者にも理解してもらって、うまく使ってもらおうということを推進していきたいというふうに思っておりますし、あとは読書離れにはならないように先ほど取組の一部をお話いたしました。そういった取組を継続しながら子供たちにはスマホ、タブレットですとか、家庭においてもタブレット、スマホの時間ときっちりと読書、それから学習する時間ということを示して、うまく使ってもらって学習能力の低下にならないように進めていきたいというふうに思っています。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。

本当に時代がネット社会というか、デジタル化とか、流れがそういうふうになってきておりますけれども、やはり先ほども申し上げますけれども、子供が本に触れ合う、自分から情報を取りに行く、何でも検索すればぽんって出てくるというのはそういう考えではなくて、そういうのも必要なときはあるのかもしれませんが、自分から本を調べる、能動的なほう、そういう考えが読書推進につながっていくのかなと。それが一つの防波堤になるのではないかなと感じますので、先ほどからも申し上げますけれども、取組、いろいろな方法がございますので、よろしくお願いします。

それと、最後になりますけれども、私ごとではございますが、私は仲洞爺小学校のとき学校で読書の時間があつたのです。結構読書の時間がございました。その中でリンカーンの伝記を読んで、自分なりにあの頃感銘を受けた記憶がございます。

これからの壮瞥町、日本を担う子供たちに読書というよき習慣を身につけてもらうために、また読書については子供だけではなくて高齢化社会の問題でもある認知症予防にもつながってまいります。これも私のちょっとした経験でございますけれども、ある老人施設に勤めていたときに読書の習慣がある方を見てきました、何人か。そういう方は認知症がないのです。逆に私より記憶力がいいような感じがあります。そういう方に共通しているのは、読書と運動の習慣があるということでした。読書習慣は子供たちの学力向上のみならず、高齢者の認知症予防にもつながるものと実感しておりますので、時間は一人一人平等に 24 時間与えられておりますので、その時間を無駄にしないためにもスマホを置いて本を読もう。さらなる取組をお願い申し上げ、読書推進の質問を終わりたいと思います。

それでは、壮瞥町におけるマイナンバー照会利用についての再質問をさせていただきます。先ほどの答弁で市町村を情報照会者とするものが 547 件とお答えいただきました。この 547 件の事務手続のうち、マイナンバー情報照会を利用している手続の総数は幾つでしょうか。現時点で認識している手続数でも構いませんし、不明なら不明と答えていただいても結構です。よろしくお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

市町村を情報照会者とするマイナンバー照会の件数 547 件というふうにお答えさせていただきました。これは、国が公表しております事務手続一覧表の中で市町村を情報照会者としているものの数を実際に数えたものであります。この国の一覧表につきましては、手続が一つ一つ細かく分かれているために数が多くなっているような状況であります。

例えば壮瞥町に転入してきた方で児童手当の手続をする場合、事務確認のため課税情報ですとか、手当を振り込むための口座情報が必要となるのですけれども、確認すべき手続内容が認定請求の審査であったり、あとは現況届の審査であったり、あと生計維持者の確認があったりなど複数の確認事務がありまして、それぞれに課税情報ですとか口座情報が計上されるため、国の一覧表につきましては結果として数が多くなっている状況であります。ただ、全ての手続項目で情報照会しているわけではなくて、必要なもののみ情報照会してデータを入手しているというのが現状であります。

ご質問だったのですけれども、壮瞥町での実際の事務手続ということですので、住民福祉課関係で照会かけている内容として報告させていただきますけれども、照会をかけている事務手続は全部で 5 個あります。1 つは今申しましたが、児童手当の認定請求手続における賦課情報の取得ということで、これは実際照会かけている件数が 7 件あります。

その次の手続としまして同じ児童手当なのですけれども、児童手当の現況届における課税情報の取得ということでこちらが 4 件。それと、保育所の入所手続のときに所

得の階層が必要になりまして、これもやっぱり同じように課税情報が必要になるのですけれども、その照会が1件。それと、あと保健センターが実施している予防接種の実施について予防接種の過去の履歴、転入してきている方なんかは前住所地での履歴なんかを取得するのですけれども、その確認の手続で照会が20件あります。それと、あと障害者の介護給付、訓練給付の支給決定を行うのですけれども、その際にもやっぱり税情報が必要でありまして、その課税情報の取得、これが15件あります。今の件数は全部令和5年度の実績なのですけれども、なので合計しますと住民福祉課で関係しているその事務手続は5つの手続で、その照会件数につきましては全部で47件ございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） マイナンバーの547件、市町村関係のうちご答弁いただいた中では、その中の総数でいくと43ぐらいですか。43ぐらい、総数ですね。件数だけで、547件のうちの5件ぐらいって言いましたよね、その関係するの。5件のうちの、総対数で43件ぐらい。実際マイナンバー行政に数兆円以上のお金が、税金が投入されたにもかかわらずですけども、僅かそれだけという状況であれば、本当に税金の使い方としては大いに問題があるのではないかなと思うのですけれども。つまり、マイナンバーの情報照会システムは必ずしも業務効率を改善しない場合があるということでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

マイナンバー制度につきましては、行政を効率化して国民の利便性を高め、公平、公正な社会の実現のための社会基盤であるというふうに国のほうは説明しております。マイナンバーによって個人の特定を確実に迅速に行うことが可能になることですとか、行政手続において情報連携をすることにより必要な添付書類が減り、住民の利便性も向上しますし、または自治体の事務効率化も図られるということがあります。

今ご質問にありましたあまり効率ではないのではないかとということであったのですけれども、この情報照会を行うに当たりまして、その情報照会をかける、そういう手間というものはあることはあるのですけれども、実際先ほど申しましたとおり件数的にはあまり、小さい町というのもあるのですけれども、件数があまり多くないということもありまして、事務負担はそれほどかかっていないというような状況であります。

それよりも、例えば先ほども税情報を取得しているという話をさせていただいたのですけれども、税情報が必要な場合ですと、申請者にとりましては各種申請の際の課税証明書等の提出が省略できまして、課税証明書等の発行に係る手数料の負担が軽減されるということもありますし、我々自治体にとってみれば転入者の前住所地の市町

村に対する文書照会が不要となりまして、郵送等に係る作業に要する時間ですとか、労力、通信費が削減されるということがありまして、情報照会を行うメリットは大きいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁いただいた中では、多少なりともそういう利便性もある事例もあるということでございますけれども、事務の効率化に寄与ということなのですが、具体的に作業時間の圧縮、どの程度効果があつたのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

具体的な作業時間の短縮、ちょっと統計とか、そのデータを出していないので、何ともそういう、手元に資料はないのですけれども、従来でしたら必要な場合、もし住民さんが持ってきてもらえるものだったら持ってきてもらうという形だったものが、それが不要になったりですとか、あとは我々職権で各市町村に聞いたり、照会かけたりもできたり、文書を書いたりできるのですけれども、もし文書照会なんかですと郵便で出して、そしてそれが相手方に着いて、返ってきてということを見ると日数何日もかかるのですけれども、マイナンバー照会をかけることによって、かけて瞬時ではないのですけれども、数分間の間に返ってくるということもありますので、間違いなく事務の効率化にはなっているかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 事務の効率化には少しは寄与されていると、そのように言われておりますけれども、マイナンバーについて会計検査院から出た内容ですけれども、各種報道、新聞社が結構出ているわけですけれども、それについてはやはり本当に使われているのかどうかという検証がかえってそのマイナンバーを入れた中に滞ったり、事務量が多くなったりとか、そういう事例、だから本当に負担が増えているということも多く見られるということで指摘をされていたのです。それで、この中では要は保険証の確認について、ある保険証を確認したいのだけれども、そこの自治体のほうで、自治体なのか、そこがまだ書換えされていなくて古い情報でかえって時間かかってしまったとか、そういう事例もございますし、かえってマイナンバーを使わないよりも紙を使ったほうがもっといいのではないかとか、そういう事例もあつたと、そういうこともございました。問題なのは、やはり先ほども申し上げましたけれども、数兆円という膨大な予算がかかっているわけでございます。ささいな業務改善では、費用対効果として大問題だと私は思っております。ご回答でもマイナンバーの情報照会は必ずしも効果的ではなく、従来の方法を使ったほうが効果的な場合があるとい

だいております。最初の答弁の中でです。そのように自治体としてしっかりと考えて、業務改善のために使い分けをされているのは非常に大切であると感じます。今後国からの圧力を受けてマイナンバーのシステムが手段でなく目的となり、業務効果を悪化させることがないようにお願い申し上げます。

利便性だけを追求するのではなくて町民一人一人と心が通う行政サービスをお願いし、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり照会についてはマイナンバー照会だけではなくて、先ほど言いました保険証ですとか、預金口座ですとか、確かに紙のほうが効率的だという、実際確かにあります。今後もその状況に合わせまして情報照会と添付書類と織り交ぜて効率よく進めていきたいなというふうに考えておりますし、またこの制度そのもの自体は国の方針ですので、基本的には国の方針に沿って進めていきたいというふうに考えております。事務の効率化を念頭に置きながら進めていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） これにて一般質問を終結いたします。

これより休憩といたします。再開は午前 11 時 10 分といたします。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 25 号ないし議案第 42 号及び報告第 1 号ないし報告第 2 号及び諮問第 1 号について

○議長（森 太郎君） 日程第 6、議案第 25 号ないし議案第 42 号及び報告第 1 号ないし報告第 2 号及び諮問第 1 号についてを議題といたします。

理事者から提案理由及び内容について説明を求めます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和 6 年第 2 回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第 25 号から議案第 42 号までの 18 件、報告第 1 号から第 2 号までの 2 件、諮問第 1 号の 1 件、合計 21 件であります。

この提出議件のうち人事案件、議案第 25 号及び議案第 26 号についてご説明をいたします。1 ページになります。議案第 25 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を壮瞥町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423

条第3項の規定により、議会の同意を求める。

本件につきましては、現委員の藤盛元氏が令和6年6月25日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和6年6月26日から令和9年6月25日までの3年間となります。

なお、別に履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

2ページになります。議案第26号 固定資産評価員の選任について。

下記の者を壮瞥町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の議決を求める。

固定資産評価員につきましては、地方税法第404条第1項の規定により町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するために設置するもので、令和6年3月31日まで評価員を務めていた税務会計課長の犬野博雄氏に替わり、その後任として4月1日付で異動した税務会計課長の石塚季男氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、人事案件の提案説明であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

お聞き苦しいところ、申し訳ありませんでした。

○議長（森 太郎君） 副町長。

○副町長（原 収君） それでは、人事案件以外の議案第27号から議案第42号までの16件、報告第1号から第2号までの2件、諮問第1号の1件の合計19件につきまして、その内容についてご説明いたします。

3ページになります。議案第27号 町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定によって、町道路線を下記のとおり認定する。認定する路線は、路線名を星野4号線とし、起点を壮瞥町字滝之町、終点を壮瞥町字滝之町としております。本路線は長年にわたり地域住民の生活路として活用されており、沿線には住宅が建ち並ぶほか、戸建て住宅団地へも通じているなど公共性が高いことから町道として認定するものであります。なお、延長は88.7メートルになります。

続いて、5ページになります。議案第28号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同法第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書、6ページになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和5年度壮瞥町一般会計補正予算（第14号）について。

令和5年壮瞥町一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

第1条、規定の歳入歳出予算の総額 56 億 6,518 万円から歳入歳出それぞれ 2 億 7,728 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 53 億 8,789 万 1,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

第3条、繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

第4条、地方債の変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

専決処分の日付は、令和6年3月29日となります。

事項別明細書、歳出から説明いたします。22 ページになります。議会費、議会費、議会費で 45 万 5,000 円の減額となります。議会一般になりますが、定例会、臨時会等の会議録作成に係る筆耕翻訳料につきまして、実績により執行残を整理するものであります。

総務費、総務管理費、一般管理費で 117 万円の減額となります。役場庁舎等維持管理経費になりますが、実績額の確定に伴い消耗品費で 3 万円の追加、光熱水費で 120 万円を減額するものであります。防災諸費で 163 万円の減額となります。防災諸費一般経費のコミュニティーFM放送局事業負担金になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

財産管理費で 260 万円の減額となります。その内訳になりますが、公共施設管理事業（指定管理者施設）では、修繕料で 50 万円、手数料で 30 万円、ゆーあいの家ボイラー高効率化改修工事で 30 万円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。財産管理事業一般経費では、消耗品費で 20 万円、光熱水費で 60 万円、修繕料で 20 万円、街路灯運営事業補助金で 50 万円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

財政費、町有住宅管理費で 82 万 4,000 円の減額となります。町有住宅維持管理事業になりますが、町有住宅屋根改修工事で 52 万円、ボイラー購入費で 30 万 4,000 円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

地域振興基金費で 200 万円の追加となります。地域振興基金積立金になりますが、一般社団法人自然公園財団昭和新山支部からの観光振興事業に対する指定寄附金を積み立てるものであります。

23 ページの戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で 1,150 万円の減額となります。スマート窓口経費になりますが、デジタル田園都市国家構想交付金を活用したスマート窓口、書かない窓口の導入を見送り、より安価で効果が期待できるシステムに変更したことにより、スマート窓口システム構築業務委託料で 1,100 万円、スマート窓口システム運用保守委託料で 50 万円を減額するものであります。

選挙費、北海道知事及び道議会議員選挙費では、北海道知事及び道議会議員選挙費

委託金の確定に伴い、財源を整理するものであります。

壮瞥町長及び町議会議員選挙費で 367 万円の減額となります。実績により執行残を整理するものであります。

24 ページの企画費、企画費で 4,003 万 8,000 円の減額となります。その内訳になりますが、地域公共交通対策事業では、壮瞥町地域公共交通確保維持改善協議会負担金で 13 万 2,000 円、生活バス運行維持費補助金で 29 万 2,000 円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。ふるさと納税事業では、会計年度任用職員報酬で 4 万 5,000 円、ふるさと納税特産品で 418 万 9,000 円、印刷製本費で 5,000 円、通信運搬費で 27 万 6,000 円、手数料で 138 万円、ウェブサイト拡充委託料で 3,000 円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。定住促進・まちづくり推進事業では、持ち家住宅取得奨励金（商工会商品券）で 100 万円、持ち家住宅取得奨励交付金で 75 万 7,000 円、民間賃貸住宅建設助成事業助成金で 900 万円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。地域おこし協力隊事業では、会計年度任用職員報酬で 1,207 万 1,000 円、会計年度任用職員期末手当で 84 万円、社会保険料で 264 万 4,000 円、普通旅費で 145 万 3,000 円、消耗品費で 39 万 1,000 円、住宅借り上げ料で 220 万 6,000 円、機械器具費等で 88 万 4,000 円、各種起業セミナー等負担金で 247 万円を減額するもので、当初の予定より採用人数が減ったことや、採用時期が遅くなったこと等により執行残が出たため、整理するものであります。

胆振線代替輸送業務費で 560 万 9,000 円の減額となります。胆振線代替バス運行維持費補助事業では、実績額の確定に伴い、消耗品費で 4,000 円、光熱水費で 1 万円、代替バス運行維持費補助金で 426 万円を減額し、修繕料で 1 万 9,000 円を追加するものであります。また、通学定期補助事業の通学定期補助金で 135 万 4,000 円の減額となりますが、実績により執行残を整理するものであります。

ふるさと応援基金費で 1,588 万 4,000 円の減額となります。ふるさと応援基金積立金になりますが、ふるさと応援寄附金の実績額の確定に伴い、必要経費を整理した上で減額するものであります。

25 ページの民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で 335 万円の減額となります。町営温泉施設等利用料負担金で 120 万円、福祉灯油購入助成事業の福祉灯油購入助成費で 215 万円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

子ども医療費で 60 万円の減額となります。子ども医療費助成事業の子ども医療扶助費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

老人福祉費、老人福祉総務費では、地方債、過疎債ソフト事業と生活支援ハウス利用者負担金の確定に伴い、財源の振替を行うものであります。

心身障害者福祉費、心身障害者特別対策費で 60 万円の減額となります。重度心身障害者医療費助成事業の重度心身障害者医療扶助費になりますが、実績により執行残

を整理するものであります。

障害者自立支援費で 584 万 6,000 円の減額となります。障害者自立支援給付等事業の介護給付・訓練等給付費扶助費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

地域生活支援事業費では、国庫補助金の確定に伴い財源を整理するものであります。

26 ページの児童福祉費、児童福祉総務費で 199 万 7,000 円の減額となります。子育て応援祝金事業の出産・就学祝金で 50 万円、結婚新生活支援事業の結婚新生活支援補助金で 109 万 7,000 円、出産・子育て応援給付金事業の出産・子育て応援ギフトで 40 万円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

児童措置費で 1,314 万 5,000 円の減額となります。保育及び子育て環境整備事業になりますが、会計年度任用職員報酬で 954 万 2,000 円、会計年度任用職員期末手当で 86 万 8,000 円、社会保険料で 216 万 5,000 円、費用弁償で 57 万円を減額するもので、会計年度任用職員、月額給の保育士について当初予定していた採用人員に満たなかったため、整理するものであります。

27 ページの衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費では、国庫補助金及び道補助金の確定に伴い財源の振替を行うものであります。

予防費で 330 万円の減額となります。各種がん検診事業経費の各種がん検診委託料で 50 万円、各種予防接種事業経費の予防接種委託料で 80 万円、带状疱疹予防接種交付金で 40 万円、乳幼児・母子の保健事業経費の妊産婦等健診委託料で 70 万円、不妊治療費助成金で 90 万円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

廃止鉱山鉱害防止費で 423 万 5,000 円の減額となります。廃止鉱山鉱害防止の幌別硫黄鉱山坑廃水処理業務委託料になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

温泉管理費で 1,449 万 2,000 円の減額となります。地熱エネルギー維持管理経費になりますが、実績により光熱水費で 150 万円、弁景温泉ナンバー 2 タンクヘッダー化改修工事で 154 万 6,000 円、一部工事の翌年度実施により国道 453 号支障物件移設工事で 1,144 万 6,000 円をそれぞれ減額するものであります。

清掃費、じんかい処理費で 200 万円の減額となります。じんかい処理管理になりますが、西いぶり広域連合負担金（廃棄物）で 105 万 9,000 円、西いぶり広域連合負担金（新中間処理施設）で 94 万 1,000 円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

28 ページの農林水産業費、農業費、農業委員会費で 64 万 8,000 円の減額となります。農業委員会活動促進事業の農業委員報酬になりますが、令和 5 年度は農業委員の改選年であり、委員 8 名中 6 名が再任されたことや、農地利用最適化推進委員 2 名の選任が不要となったことにより整理するものであります。

農業振興費で 375 万円の減額となります。新規就農支援対策事業の経営発展支援事業補助金になりますが、事業活用予定であった新規就農者が令和 6 年度に活用することとなったため、減額するものであります。

農地費で 3,191 万 1,000 円の減額となります。農地一般事業になりますが、実績により修繕料で 60 万円、工法の変更により国道 453 号支障物件移設工事で 1,531 万 1,000 円、道道の工事延期に伴い道道滝之町伊達線支障物件移設工事で 1,600 万円をそれぞれ減額するものであります。

林業費、林業振興費で 133 万 3,000 円の減額となります。その内訳になりますが、資源循環林・水道保全林整備事業の森林環境保全整備事業で 35 万 3,000 円、豊かな森づくり推進事業の豊かな森づくり推進事業補助金で 85 万 5,000 円をいずれも事業量の変更により減額するものであります。また、森林環境譲与税関係の手数料で 4 万 4,000 円、森林 G I S 保守管理委託料で 5,000 円、森林意向調査委託料で 4 万円、庁用器具費で 3 万 6,000 円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

林道維持費で 155 万 2,000 円の減額となります。林道維持補修経費になりますが、修繕料で 42 万 2,000 円、手数料で 4,000 円、町有重機運転委託料で 53 万 1,000 円、砂利碎石で 59 万 5,000 円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

29 ページの商工費、商工費、観光費で 441 万 6,000 円の減額となります。特定非営利活動法人そうべつ観光協会事業の壮瞥町観光協会事業補助金で 381 万 6,000 円、そうべつ情報館運営事業の光熱水費で 60 万円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 3,328 万 6,000 円の減額となります。道路橋梁維持経費になりますが、消耗品費で 60 万 7,000 円、光熱水費で 771 万 1,000 円、修繕料で 226 万 7,000 円、町道改修等工事で 140 万 7,000 円、砂利碎石等で 131 万 2,000 円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。また、除排雪業務委託料で 1,998 万 2,000 円の減額となります。1 月 8 日の記録的な大雪等により既定の予算では不足が生じるため、年度内の稼働時間を見込み増額補正をしておりましたが、3 月の降雪量が見込みよりも少なかったことなどから実績により執行残を整理するものであります。

道路新設改良費で 164 万 5,000 円の減額となります。道路新設改良費になりますが、町道道路改良舗装工事で 84 万 7,000 円、土地購入費で 79 万 8,000 円を減額するもので、社会資本整備総合交付金の配分額に応じて町道滝之町中島 1 号線道路整備事業を執行した実績により整理するものであります。

水道費、水道費で 489 万 5,000 円の減額となります。簡易水道事業特別会計繰出金になりますが、簡易水道事業特別会計の補正に伴い整理するものであります。

下水道費、下水道費で 570 万 8,000 円の減額となります。集落排水事業特別会計繰出金になりますが、集落排水事業繰り出し分で 537 万 2,000 円、管理型浄化槽事業繰り出し分で 33 万 6,000 円を減額するもので、いずれも集落排水事業特別会計の補正に伴い整理するものであります。

住宅費、住宅建設費で 247 万 2,000 円の減額となります。公営住宅等整備事業の久保内団地屋根ふき替え・外壁塗装工事になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

30 ページの消防費、消防費、消防費では、高規格救急車更新事業の地方債借入額の確定に伴い財源を整理するものであります。

教育費、教育総務費、教育委員会費で 119 万円の減額となります。事務局事業の会計年度任用職員報酬になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

小学校費、学校管理費で 50 万円の減額となります。小学校運営事業の燃料費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

教育振興費で 82 万円の減額となります。小学校教育振興事業の要保護・準要保護児童援助費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

中学校費、学校管理費で 50 万円の減額となります。中学校運営事業の燃料費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

教育振興費で 64 万円の減額となります。中学校教育振興事業の要保護・準要保護生徒援助費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

学校建設費で 2,792 万円の減額となります。壮瞥中学校建て替え事業の壮瞥中学校建て替え工事になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

高等学校費、高等学校総務費で 181 万 8,000 円の減額となります。高等学校施設管理事業の燃料費で 100 万円、高等学校教育振興事業の通学費補助金で 81 万 8,000 円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

地域農業科実習費で 150 万円の減額となります。地域農業科実習運営事業の燃料費になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

31 ページの社会教育費、社会教育総務費で 30 万円の減額となります。社会教育推進事業の会計年度任用職員報酬になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

国際交流費、国際交流費で 267 万 8,000 円の減額となります。外国語教育推進事業の普通旅費で 32 万 2,000 円の減額となりますが、実績により執行残を整理するものであります。また、中学生フィンランド国派遣（海外研修）事業では、実績額の確定に伴い、講師謝礼で 3 万円、普通旅費で 2 万 5,000 円、消耗品費で 6 万 1,000 円、印刷製本費で 3 万 4,000 円、手数料で 1 万 1,000 円、筆耕翻訳料で 10 万 7,000 円、中学生フィンランド国派遣事業委託料で 210 万 5,000 円を減額し、食糧費で 5,000 円、通信運搬費で 1 万 2,000 円を追加するものであります。

保健体育費、保健体育総務費で 118 万 5,000 円の減額となります。社会体育推進事業の各種スポーツ大会参加補助金で 68 万 5,000 円を減額するもので、実績により執行残を整理するものであります。また、体育施設整備運営事業の壮瞥中学校プール管理監視手数料につきましては、プール開放事業の中止に伴い 50 万円を減額するものであります。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農林水産災害復旧費で 145 万 7,000 円の減額となります。農林水産災害復旧費の手数料になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

32 ページの給与費、給与費、給与費で 760 万円の減額となります。給与費の特別職給で 30 万円、一般職給で 80 万円、扶養手当で 30 万円、住居手当で 55 万円、管理職手当で 55 万円、寒冷地手当で 30 万円、職員共済組合納付金で 410 万円、職員退職手当組合納付金で 70 万円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症経済対策費で 411 万円の減額となります。公共施設管理維持体制持続化事業の指定管理者施設運営管理維持支援金で 60 万円、農林業者エネルギー価格高騰対策支援事業の農林業者エネルギー価格高騰対策交付金で 112 万円、中小企業等事業継続支援事業の中小企業等事業継続支援事業補助金で 92 万円、エネルギー・食料品価格等高騰重点支援事業のエネルギー・食料品価格等高騰重点支援給付金で 72 万円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外）の子育て世帯生活支援特別給付金で 75 万円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費で 251 万円の減額となります。農林業者エネルギー価格高騰対策支援事業の農林業者エネルギー価格高騰対策交付金で 144 万円、中小企業等事業継続支援事業の中小企業等事業継続支援事業補助金で 107 万円を減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

次に、17 ページの歳入になります。歳入では、町税、町民税、個人で 385 万円、法人で 896 万円を追加するもので、いずれも現年課税分につきまして実績により整理するものであります。

固定資産税、固定資産税で 70 万 7,000 円の減額となります。滞納繰越分になりますが、実績により整理するものであります。

町たばこ税、町たばこ税で 82 万 9,000 円の減額となります。実績により整理するものであります。

入湯税、入湯税で 1,512 万円の追加となります。実績により整理するものであります。

地方譲与税、自動車重量譲与税、自動車重量譲与税で 55 万円の追加となります。実績により整理するものであります。

地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方消費税交付金で 36 万 4,000 円の追加となります。実績により整理するものであります。

環境性能割交付金、環境性能割交付金、環境性能割交付金で 119 万 5,000 円の追加となります。実績により整理するものであります。

18 ページの地方交付税、地方交付税、地方交付税で 5,140 万 6,000 円の追加となります。特別交付税の交付額が 2 億 5,140 万 6,000 円で確定したことにより整理するものであります。

分担金及び負担金、負担金、民生費負担金で 42 万 1,000 円の追加となります。老人福祉費負担金では生活支援ハウス利用者負担金で 50 万円の減額、児童福祉費負担金現年分では常設保育所保育料負担金現年分で 92 万 1,000 円を追加するもので、いずれも実績により整理するものであります。

使用料及び手数料、使用料、商工使用料で 37 万 7,000 円の追加となります。温泉水使用料になりますが、実績により整理するものであります。

土木使用料で 152 万 1,000 円の減額となります。住宅使用料になりますが、現年分で 334 万 6,000 円の減額、滞納分で 182 万 5,000 円の追加となります。入居者の退去及び収入階層の変化等による減額や滞納者の納付による増額で、いずれも実績により整理するものであります。

国庫支出金、国庫負担金、教育費負担金で 222 万 6,000 円の減額となります。公立学校施設整備費負担金になりますが、壮瞥中学校建て替え工事の建物面積の変更に伴い交付金を減額するものであります。

19 ページの国庫補助金、総務費補助金で 750 万円の減額となります。デジタル田園都市国家構想交付金になりますが、当該交付金を活用したスマート窓口、書かない窓口の導入を見送り、より安価で効果が期待できるシステムに変更したことにより整理するものであります。

民生費補助金で 58 万 3,000 円の追加となります。地域生活支援事業費補助金では 71 万 8,000 円の減額、児童福祉費補助金の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外）事業費交付金で 75 万円の減額となりますが、いずれも実績により整理するものであります。また、子ども子育て支援交付金で 205 万 1,000 円の追加となります。令和 5 年度から保健師の人件費を新たに補助対象として追加したことにより整理するものであります。

土木費補助金で 633 万 4,000 円の減額となります。道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金で 536 万 8,000 円、住宅費補助金の社会資本整備総合交付金で 96 万 6,000 円の減額となりますが、いずれも実績により整理するものであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で 451 万 5,000 円の追加となり

ます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額が確定したことにより整理するものであります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で 684 万 1,000 円の追加となります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の額が確定したことにより整理するものであります。

道支出金、道補助金、総務費補助金で 28 万 5,000 円の追加となります。電源立地地域対策交付金になりますが、実績により整理するものであります。

民生費補助金で 74 万 7,000 円の減額となります。地域少子化対策重点推進交付金で 54 万 9,000 円、子ども子育て支援交付金で 19 万 8,000 円を減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

衛生費補助金で 32 万 8,000 円の減額となります。健康推進事業費補助金になりますが、補助金の額の確定により整理するものであります。

農林水産業費補助金で 445 万 1,000 円の減額となります。農業費補助金では経営発展支援事業補助金で 375 万円、林業費補助金では森林環境保全整備事業補助金で 17 万 4,000 円、豊かな森づくり推進事業補助金で 52 万 7,000 円の減額となりますが、いずれも実績により整理するものであります。

20 ページの委託金、総務費委託金で 70 万円の減額となります。北海道知事及び道議会議員選挙費委託金になりますが、実績により整理するものであります。

衛生費委託金で 423 万 5,000 円の減額となります。幌別硫黄鉱山坑廃水処理業務委託金になりますが、実績により整理するものであります。

民生費委託金で 4 万 7,000 円の追加となります。アイヌ生活実態調査交付金になりますが、令和 5 年度に行われたアイヌ生活実態調査に協力したことにより交付金が交付されたため、整理するものであります。

財産収入、財産売払収入、物品売払収入で 60 万円の減額となります。高等学校生産物売払い代になりますが、各種販売実習の売上低迷に伴い減額するものであります。

生産物売払収入で 230 万 5,000 円の減額となります。堆肥売払い代になりますが、実績により整理するものであります。

寄附金、寄附金、一般寄附金で 1,859 万 2,000 円の減額となります。ふるさと応援寄附金では実績により 2,159 万 2,000 円の減額、観光振興事業に対する指定寄附金では、一般社団法人自然公園財団昭和新山支部からの寄附金 200 万円を追加、壮瞥小学校空調設備整備事業に対する指定寄附金では、壮瞥町建設協会からの寄附金 100 万円を追加するものであります。

繰入金、基金繰入金、国鉄胆振線代替輸送確保基金繰入金で 425 万 5,000 円の減額となります。実績により整理するものであります。

国際交流基金繰入金で 235 万 6,000 円の減額となります。中学生フィンランド国派遣（海外研修）事業の実績により整理するものであります。

森林環境譲与税基金繰入金で 12 万 5,000 円の減額となります。実績により整理するものであります。

財政調整基金繰入金で 2 億 4,206 万 9,000 円の減額となります。

21 ページの諸収入、雑入、雑入で 3,492 万 3,000 円の減額となります。保健・介護一体的実施推進事業補助金で 147 万 7,000 円の追加、国道 453 号支障物件移設補償費で 2,675 万 7,000 円の減額、道道滝之町伊達線支障物件移設補償費で 1,061 万 9,000 円の減額、そうべつ情報館アイ電気料で 97 万 6,000 円の追加となります。いずれも実績により整理するものであります。

町債、町債、総務債で 420 万円の減額となります。総務管理債では、コミュニティーFM放送局事業で 180 万円、街路灯運営事業で 60 万円、ゆーあいの家ボイラー高効率化改修事業で 40 万円の減額、企画債では通学定期補助事業で 140 万円の減額となりますが、いずれも実績により整理するものであります。

民生債で 460 万円の追加となります。社会福祉債では、町営温泉施設等利用料負担事業で 440 万円、子ども医療費助成事業で 60 万円の追加、老人福祉債では緊急通報システム管理委託事業で 40 万円の減額となりますが、いずれも実績により整理するものであります。

衛生債で 130 万円の減額となります。弁景温泉供給施設高効率化改修事業になりますが、実績により整理するものであります。

農林水産業債で 530 万円の減額となります。道道滝之町伊達線支障物件移設事業になりますが、実績により整理するものであります。

土木債で 100 万円の減額となります。公営住宅改修事業になりますが、実績により整理するものであります。

消防債で 530 万円の減額となります。高規格救急車更新事業になりますが、実績により整理するものであります。

教育債で 2,450 万円の減額となります。学校教育施設等整備債では壮瞥中学校建て替え事業で 2,370 万円の減額、高等学校債では壮瞥高等学校通学費助成事業で 80 万円の減額となりますが、いずれも実績により整理するものであります。

なお、33 ページ以降に給与費明細書をおつけしておりますけれども、後ほどご照覧ください。

また、7 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

11 ページになります。第 2 表、継続費補正では、変更で教育費、中学校費、壮瞥中学校建て替え事業で総額 22 億 5,430 万円を 22 億 2,893 万 1,000 円、令和 5 年度年割額 8 億 9,532 万円を 8 億 6,995 万 1,000 円とするものであります。

12 ページになります。第 3 表、繰越明許費補正では、追加で総務費、企画費、西いぶり広域連合負担金（電算）その 2 で 61 万 6,000 円、新型コロナウイルス感染症対

策費、新型コロナウイルス感染症対策費、予防接種事故発生調査事業で5万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業で50万円の計上となります。

変更では、総務費、総務管理費、ゆーあいの家ボイラー高効率化改修事業で800万円を762万3,000円、土木費道路橋梁費、町道滝之町中島1号線道路整備事業で3,700万4,000円を2,706万円、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対策商品券配付事業で1,372万1,000円を51万7,000円、エネルギー・食料品価格等物価高騰重点支援事業（追加給付分）で3,842万5,000円を575万9,000円、エネルギー・食料品価格等物価高騰重点支援事業（住民税均等割のみ課税世帯分）で1,435万円を1,063万円、エネルギー・食料品価格等物価高騰重点支援事業（子育て世帯分）で410万円を407万1,000円とするものであります。

13ページになります。第4表、地方債補正では、変更でコミュニティーFM放送局事業、限度額400万円を220万円、街路灯運営事業、限度額340万円を280万円、ゆーあいの家ボイラー高効率化改修事業、限度額800万円を760万円、通学定期補助事業、限度額500万円を360万円、町営温泉施設等利用料負担事業、限度額330万円を770万円、子ども医療費助成事業、限度額390万円を450万円、緊急通報システム管理委託事業、限度額60万円を20万円、弁景温泉供給施設高効率化改修事業、限度額3,400万円を3,270万円、公営住宅改修事業、限度額990万円を890万円、高規格救急車更新事業、限度額3,600万円を3,070万円、壮瞥中学校建て替え事業、限度額7億2,430万円を7億60万円、壮瞥高等学校通学費助成事業、限度額190万円を110万円にそれぞれ変更するものであります。

廃止では、道道滝之町伊達線支障物件移設事業で、北海道において本工事の予算確保ができず令和6年度に延期されたため、廃止するものであります。

○議長（森 太郎君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（厂原 収君） それでは、引き続き議案の説明を行います。

37ページになります。議案第29号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。38ページになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和５年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について。

令和５年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額３億７,２４９万円から歳入歳出それぞれ２,８８０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億４,３６９万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和６年３月２９日となります。

事項別明細書、歳出から説明いたします。４３ページになります。保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費で２,４００万円の減額となります。一般被保険者療養給付費の療養給付費保険者負担分になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

高額療養費、一般被保険者高額療養費で４５０万円の減額となります。一般被保険者高額療養費の高額療養費保険者負担分になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

出産育児諸費、出産育児一時金で２００万円の減額となります。出産育児一時金になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

傷病手当金、傷病手当金で１００万円の減額となります。実績がなかったため、整理するものであります。

基金積立金、基金積立金、基金積立金で２７０万円の追加となります。基金積立金の国民健康保険事業基金積立金になりますが、歳入歳出予算の差額分を積立てするものであります。

次に、４２ページの歳入になりますが、歳入では、国民健康保険税、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税で２７０万円の追加となります。医療給付費分現年課税分で１４８万９,０００円の追加、後期高齢者支援金分現年課税分で１０７万３,０００円の追加、介護納付金分現年課税分で１８万４,０００円の減額、医療給付費分滞納繰越分で１０万５,０００円の追加、後期高齢者支援金分滞納繰越分で１５万１,０００円の追加、介護納付金分滞納繰越分で６万６,０００円の追加となりますが、それぞれ実績により整理するものであります。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金で３,１５０万円の減額となります。保険給付費等交付金（普通交付金）では、実績により３,０５０万円を減額するものであります。また、特別調整交付金分では傷病手当金の支給がなかったため、１００万円を減額するものであります。

なお、３９ページの第１表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

次、４４ページになります。議案第３０号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。45 ページになります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 5 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について。

令和 5 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 2,563 万 3,000 円から歳入歳出それぞれ 478 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2,084 万 9,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和 6 年 3 月 29 日となります。

事項別明細書、歳出から説明いたします。50 ページになります。総務費、総務管理費、維持費で 434 万 4,000 円の減額となります。維持費になりますが、消耗品費で 6 万 9,000 円を追加し、燃料費で 4 万 9,000 円、光熱水費で 200 万円、修繕料で 176 万 2,000 円、通信運搬費で 2,000 円、手数料で 59 万 1,000 円、自賠責保険料で 3,000 円、委託検針員保険料で 6,000 円を減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

施設費、施設費、給水工事費で 44 万円の減額となります。町が負担する工事实績がなかったため、整理するものであります。

公債費、公債費、元金では、財源の変更で一般財源の 434 万 4,000 円を減額し、同額をその他に追加するものであります。

次に、49 ページの歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 489 万 5,000 円の減額となります。歳出予算の補正に伴い整理するものであります。

繰入金、繰越金、繰越金で 11 万 1,000 円の追加となります。前年度繰越金となります。

なお、46 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

51 ページになります。議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。52 ページになります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和５年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について。

令和５年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額２億 １, 753 万円から歳入歳出それぞれ 570 万 8, 000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億 １, 182 万 2, 000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和６年３月 29 日となります。

事項別明細書、歳出から説明いたします。57 ページになります。集落排水事業費、集落排水総務管理費、集落排水一般管理費で 12 万 5, 000 円の減額となります。公課費の消費税及び地方消費税になりますが、実績により整理するものであります。

集落排水施設管理費で 311 万 9, 000 円の減額となります。集落排水施設管理費になりますが、消耗品費で 5 万 2, 000 円、燃料費で 1 万円、修繕料で 94 万 8, 000 円、管路施設保守管理委託料で 1 万 7, 000 円を追加し、光熱水費で 358 万 8, 000 円、処理施設保守管理委託料で 55 万 8, 000 円を減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

集落排水施設費、集落排水整備費で 172 万 6, 000 円の減額となります。公共ます等設置工事になりますが、実績により整理するものであります。

管理型浄化槽事業費、管理型浄化槽総務管理費、管理型浄化槽施設管理費で 33 万 6, 000 円の減額となります。管理型浄化槽維持管理委託料になりますが、実績により整理するものであります。

公債費、公債費、集落排水元金になりますが、長期債元金償還金で 10 万 1, 000 円、集落排水利子では長期債利子償還金で 30 万 1, 000 円を減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

次に、56 ページの歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 570 万 8, 000 円の減額となります。集落排水事業繰入金で 537 万 2, 000 円、管理型浄化槽事業繰入金で 33 万 6, 000 円を減額するもので、いずれも歳出予算の補正に伴い整理するものであります。

なお、53 ページの第１表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

次に、58 ページになります。議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。59 ページになります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急

を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、壮瞥町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

専決処分の日付は、令和6年3月30日となります。

本件につきましては、令和6年度税制改正の大綱に基づき、令和6年3月30日付で地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、壮瞥町税条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

60 ページになりますが、その改正内容になります。第33条の7は、寄附金税額控除の既定であります。公益信託に関する法律改正による所得税法の規定の見直しに伴い規定を整備するものであります。

第46条は、町民税の減免の規定となりますが、ただし書きを追加し、個人住民税の減免措置について減免事案に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると認める場合は職権による適用を可能とするものであります。

第51条につきましては、私立学校法の改正に伴い引用する条項を改めるものであります。

第66条は、固定資産税の減免の規定であります。個人住民税の減免と同様ただし書きを追加し、固定資産税の減免措置について職権による適用を可能とするものであります。

第135条の3は、特別土地保有税の減免の規定となりますが、固定資産税等の減免と同様ただし書きを追加し、特別土地保有税の減免措置について職権による適用を可能とするものであります。

次に、附則の改正についてであります。附則第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例の規定であります。公益信託制度の改正を踏まえ削除するものであります。

附則第6条につきましては、地方税法附則の改正等を踏まえ、引用する条項を整理するものであります。

次に、附則第7条の4の次に追加する4条についてですが、附則第7条の5、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除、61ページの附則第7条の6、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例、62ページ下段にありますけれども、附則第7条の7、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例及び66ページにあります附則第7条の8、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除までの追加規定につきましては、令和6年度の所得税及び住民税の定額減税の実施に当たり、個人住民税に係る所要の規定を新設するものであります。

附則第8条及び附則第10条の2につきましては、地方税法附則の改正等を踏まえ、引用する条項等を整理するものであります。

68ページの附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適

用を受けようとする者がすべき申告の規定となりますが、認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額の特例につきまして、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できる規定を追加するものであり、これに伴う各条項のずれについても整理を行うものであります。

附則第 11 条から 69 ページ上段にある附則第 15 条につきましては、固定資産税の負担調整措置等の課税の特例について適用期限を令和 8 年度までの 3 年間延長するものであります。

附則第 16 条の 3 から 70 ページの附則第 20 条の 3 までの規定につきましては、地方税法附則の改正を踏まえ、個人住民税の所得割に係る読替えの規定を追加するものであります。

次に、改正条例の附則第 1 条では、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしておりますが、同条第 1 号では第 51 条の改正規定は令和 7 年 4 月 1 日に施行することとし、同条第 2 号では第 33 条の 7 第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の 2 を削る改正につきましては、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日の施行としております。

附則第 2 条、固定資産税に関する経過措置では、同条第 2 項から第 4 項までに規定する固定資産税につきましては、それぞれ各項に定める経過措置を適用することとし、これ以外の改正後の壮瞥町税条例による固定資産税に関する規定は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税につきましては、なお従前の例によることとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

次に、71 ページになります。議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。72 ページになります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、壮瞥町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

専決処分の日付は、令和 6 年 3 月 30 日となります。

本件につきましては、令和 6 年 3 月 30 日付で過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、壮瞥町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

73 ページになりますが、その改正内容であります。省令の一部改正に併せて附則第

2 項の条例の有効期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長するものであります。

改正条例の附則では、この条例は、令和 6 年 3 月 31 日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

次、74 ページになります。議案第 34 号 議決事項の一部変更について。

令和 5 年 12 月 13 日第 4 回定例会において議決を得た（議案第 77 号）工事請負契約について、下記のとおり変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

3 の契約金額中「12 億 9,657 万円」を「13 億 1,278 万 4,000 円」に変更する。

本件につきましては、令和 5 年第 4 回定例会で議決を得た壮瞥中学校建築主体工事の工事請負契約になりますが、国や道からの通達に基づき、今般の労務単価上昇による適切な賃金水準を反映させるため、本契約書中の賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更の規定により、令和 6 年 4 月 1 日を基準日とする残工事に対し、令和 6 年度単価を適用する取扱いにより契約金額を変更するものであります。

次に、75 ページになります。議案第 35 号 議決事項の一部変更について。

令和 5 年 12 月 13 日第 4 回定例会において議決を得た（議案第 78 号）工事請負契約について、下記のとおり変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

3 の契約金額中「1 億 6,720 万円」を「1 億 6,792 万 6,000 円」に変更する。

本件につきましては、令和 5 年第 4 回定例会で議決を得た壮瞥中学校電気設備工事の工事請負契約になりますが、前議案と同一の事由により契約金額を変更するものであります。

76 ページになります。議案第 36 号 議決事項の一部変更について。

令和 5 年 12 月 13 日第 4 回定例会において議決を得た（議案第 79 号）工事請負契約について、下記のとおり変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

3 の契約金額中「2 億 7,005 万円」を「2 億 7,151 万 3,000 円」に変更する。

本件につきましては、令和 5 年第 4 回定例会で議決を得た壮瞥中学校機械設備工事の工事請負契約となりますが、前議案と同一の事由により契約金額を変更するものであります。

77 ページになります。議案第 37 号 議決事項の一部変更について。

令和 5 年 12 月 13 日第 4 回定例会において議決を得た（議案第 80 号）工事請負契約について、下記のとおり変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

3 の契約金額中「4 億 3,505 万円」を「4 億 4,941 万 6,000 円」に変更する。

本件につきましては、令和 5 年第 4 回定例会で議決を得た壮瞥中学校外構整備工事

の工事請負金額になりますが、前議案と同一の事由により契約金額を変更するものがあります。

次、78 ページになります。議案第 38 号 議決事項の一部変更について。

令和 6 年 3 月 15 日第 1 回定例会において議決を得た（議案第 23 号）工事請負契約について、下記のとおり変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

3 の契約金額中「6,655 万円」を「6,831 万円」に変更する。

本件につきましては、令和 6 年第 1 回定例会で議決を得た国道 453 号支障物件移設工事の工事請負契約になりますが、本工事は令和 6 年 3 月に入札を執行しているため令和 5 年度単価を適用し、予定価格を積算しておりますが、実工事期間は令和 6 年度となることから、国や北海道からの通達に基づき今般の労務単価上昇による適切な賃金水準を反映させるため、令和 6 年度単価を適用することにより契約金額を変更するものであります。

次、79 ページになります。議案第 39 号 議決事項の一部変更について。

令和 6 年 3 月 15 日第 1 回定例会において議決を得た（議案第 24 号）工事請負契約について、下記のとおり変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

3 の契約金額中「5,478 万円」を「5,528 万 6,000 円」に変更する。

本件につきましては、令和 6 年第 1 回定例会で議決を得た新山 3 号橋補修工事の工事請負契約になりますが、前議案と同一の事由により契約金額を変更するものであります。

次に、80 ページになります。議案第 40 号 動産の取得について。

下記のとおり動産を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定によって、議会の議決を求める。

1 の名称、種類、数量につきましては、附属品一式を含むじんかい収集車 1 台であります。2 の取得金額は 1,263 万 8,450 円。3 の契約の相手方は、室蘭市寿町 3 丁目 16 番 5 号、北海道いすゞ自動車株式会社室蘭支店支店長、工藤健であります。

本件につきましては、平成 24 年に導入された車両の更新に係るもので、現車両は 4 月末時点の走行距離が 18 万 7,843 キロメートルとなっており、老朽化が進んでおります。このため、5 月 17 日に指名業者 5 者、うち 2 者辞退の中で入札を行っております。

81 ページになります。議案第 41 号 壮瞥町指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条

例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、介護保険関連事業に関する基準を定めた厚生労働省の基準省令、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容であります、82 ページの第 4 条は従業員の員数の規定となりますが、介護保険法の改正により指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けることができるようになったことに伴い、従来の基準、地域包括支援センターとは別に第 2 項として指定居宅介護支援事業者に係る規定を追加しております。

第 5 条は管理者の規定であります、第 4 条と同様、指定居宅介護支援事業者が置く管理者の規定を第 3 項及び第 4 項として追加しております。

83 ページの第 6 条第 2 項では、介護予防計画等を説明する対象者を利用者またはその家族であることを明確にするため、文言を追加しております。

中段下になりますけれども、第 12 条では指定居宅介護支援事業者による指定介護予防支援の円滑な実施を図るため、指定居宅介護支援の基準と同様、第 2 項として指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを利用者から受けることができると規定するとともに、第 3 項としてあらかじめサービスの内容と費用について利用者またはその家族に説明し、同意を得なければならないことを規定しております。

84 ページの第 23 条では、指定介護予防支援事業所の運営規程の概要等の重要事項の掲示について、従来の書面による掲示や備付けに加え、第 3 項としてウェブサイトに掲載しなければならないことを規定しております。

第 32 条では、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、第 2 号の 2 として緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を禁止し、第 2 号の 3 として身体的拘束等を行う場合には、その理由等の記録を義務づけることを規定しております。

また、85 ページの第 16 号では、少なくとも三月に 1 回行う必要がある利用者面接については利用者の居宅を訪問して行うことを基本といたしますが、2 回に 1 回はテレビ電話装置等を活用した面接を可能とすることを規定するとともに、第 29 号として指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならないことを規定しております。

そのほか、国の省令等の改正に伴い文言等の整理を行うものであります。

附則では、この条例は、公布の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

86 ページになります。議案第 42 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算(第 1 号)について。

令和6年度壮瞥町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額55億9,500万円に歳入歳出それぞれ6,299万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億5,799万7,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。92ページになります。総務費、総務管理費、無線放送施設費で65万円の追加となります。無線放送施設経費になりますが、全国瞬時警報システム、通称Jアラートの受信機が故障したため、修繕するものであります。

防災諸費では財源区分を変更するもので、ふるさと応援寄附金の充実に伴う整理となります。

財産管理費で385万円の追加となります。公共施設管理事業（指定管理者施設）になりますが、来夢人の家エアコン設置工事で125万円の追加となります。近年の夏の猛暑により室温が高くなり、利用者、従業員の健康管理のため、ホールにエアコンを設置するものであります。指定管理者施設運営管理維持支援金で260万円の追加となります。仲洞爺キャンプ場、来夢人の家の清掃業務の人手が不足し、またトイレの新設により清掃業務の負担が増していることから、指定管理者において清掃業務を外部委託することとしたため、追加するものであります。

企画費、企画費で927万5,000円の追加となります。空き家対策推進事業になりますが、手数料では昭和新山地区の除却対象店舗の敷地内にある焼却炉につきまして、解体前のダイオキシン類サンプリング調査を実施するため27万5,000円、空き家除却工事では実施設計の結果、アスベスト処分費及び残置物処分費等の増加に伴い予算に不足が見込まれるため、900万円をそれぞれ追加するものであります。

民生費、児童福祉費、児童措置費では財源区分を変更するもので、ふるさと応援寄附金の充実に伴う整理となります。

衛生費、保健衛生費、予防費で837万2,000円の追加となります。各種予防接種事業経費になりますが、新型コロナワクチンの全額公費による接種は終了し、令和6年秋からは町による定期接種となるため、定期接種に必要な経費として予防接種委託料で829万5,000円、高齢者管外コロナワクチン予防接種交付金で7万7,000円を計上するものであります。

清掃費、じんかい処理費で120万円の追加となります。じんかい処理管理になりますが、平成24年式のじんかい収集車が現在故障により運行できない状態にあり、委託事業者において修理を行うため、じんかい回収委託料を追加するものであります。

93ページの農林水産業費、農業費、農業振興費では財源区分を変更するもので、ふるさと応援寄附金の充実に伴う整理となります。

林業費、林業振興費で 85 万円の追加となります。有害鳥獣関係になりますが、南久保内に設置している囲いわなの赤外線センサーが故障したため、修繕料として 24 万円、また同囲いわなの移設に当たり移設作業の安全性確保と原状回復を図るため、作業道に砕石を敷く費用として手数料 61 万円を追加するものであります。

商工費、商工費、観光費では財源区分を変更するもので、ふるさと応援寄附金の充実に伴う整理となります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 368 万円の追加となります。道路橋梁維持経費の町道改修等工事になりますが、令和 5 年度に実施した町道橋口 2 号線道路補修工事において当該道路の路盤厚が少ないことが判明したため、本年度の補修内容を見直すこととし、路盤置き換え等に要する経費を追加するものであります。

河川費、河川総務費で 240 万円の追加となります。河川維持経費の手数料になりますが、普通河川南久保内川の河川敷地内に大量の投棄物が発見されたため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の規定に基づき、町が当該投棄物の処理を行うために必要な経費を追加するものであります。

教育費、教育総務費、教育委員会費で 75 万 9,000 円の追加となります。事務局事業の機械器具費になりますが、小学校、中学校及び高等学校教職員のノートパソコンにつきましては令和元年度に整備をしたところですが、令和 5 年度から校務支援システムを導入し、その業務管理の多くを教頭用のパソコンで処理していることもあり、パソコン内に蓄積されたデータ量が多くなり、処理速度が遅くなるなど業務に支障を来していることから、校務支援システム専用のパソコンを設置し、効率的な運用と教頭職の業務改善につながるようノートパソコン 3 台を購入するものであります。

高等学校費、高等学校総務費で 82 万 1,000 円の追加となります。高等学校運営事業の普通旅費になりますが、4 月異動で着任した 3 名が道東からの赴任であり、赴任旅費が高額となったことにより、今後予定している出張旅費や修学旅行引率旅費等に不足が見込まれるため増額するとともに、ふるさと応援寄附金の充実に伴い財源区分を変更するものであります。

地域農業科実習費では財源区分を変更するものであり、ふるさと応援寄附金の充実に伴う整理となります。

94 ページの物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費で 3,114 万円の追加となります。物価高騰対策給付金事業になりますが、本件につきましては令和 5 年 11 月に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策により、令和 5 年度から物価高騰対策のため住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に給付金を支給しておりますが、令和 6 年度におきましても新たに住民税非課税世帯、または均等割のみ課税世帯となった世帯に対し、1 世帯当たり 10 万円と 18 歳以下の子供 1 人当たり 5 万円を加算して給付するとともに、令和 6 年度の定額減税において定額減税し切れないと見込まれる方に対し、その見合い分を調整

給付として支給することとなりました。この給付金事業に必要な経費として、時間外勤務手当で 40 万円、事務用消耗品費で 38 万 6,000 円、通知用封筒の印刷製本費で 11 万円、郵便料の通信運搬費で 11 万 7,000 円、口座振替手数料で 24 万 7,000 円、システム改修に係る西いぶり広域連合負担金（電算）で 38 万円、臨時特別給付金として 2,950 万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、91 ページの歳入では、国庫支出金、国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で 3,114 万円の追加となります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金になりますが、物価高騰対策給付金事業に係る国庫補助金を計上するものであります。

繰入金、基金繰入金、国際交流基金繰入金で 180 万円の減額となります。中学生フィンランド国派遣（海外研修）事業にふるさと応援寄附金を充当するため、基金からの繰入金を減額するものであります。

財政調整基金繰入金で 72 万 1,000 円の追加となります。一般財源の調整となります。

ふるさと応援基金繰入金で 2,750 万円の追加となります。寄附者が指定した各事業に充当するものであり、その内訳は防災諸費一般経費に 70 万円、公共施設管理事業（指定管理者施設）に 90 万円、保育及び子育て環境整備事業に 900 万円、堆肥センター運営事業に 610 万円、観光施設維持管理事業に 320 万円、昭和新山国際雪合戦事業に 120 万円、高等学校運営事業に 260 万円、地域農業科実習運営事業に 200 万円、中学生フィンランド国派遣（海外研修）事業に 180 万円となります。

諸収入、雑入、雑入で 543 万 6,000 円の追加となります。ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金になりますが、新型コロナワクチンの接種費用に対し、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターから助成されるため、予算を計上するものであります。

なお、95 ページ以降に給与費明細書をおつけしておりますけれども、後ほどご照覧ください。

また、87 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

次、97 ページになります。報告第 1 号 令和 5 年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

総務費、総務管理費、ゆーあいの家ボイラー高効率化改修事業、翌年度繰越額 762 万 3,000 円、企画費、西いぶり広域連合負担金（電算）、翌年度繰越額 69 万 6,000 円、西いぶり広域連合負担金（電算）その 2、翌年度繰越額 61 万 6,000 円、空き家対策推進事業、翌年度繰越額 3,000 万円、農林水産業費、農業費、堆肥センターホイールローダ購入事業、翌年度繰越額 1,155 万円、土木費、道路橋梁費橋梁長寿命化整備事

業、翌年度繰越額 5,720 万円、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業、翌年度繰越額 2,706 万円、教育費、小学校費、壮瞥小学校空調設備整備事業、翌年度繰越額 500 万円、壮瞥小学校空調設備整備事業その 2、翌年度繰越額 2,800 万円、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、予防接種事故発生調査事業、翌年度繰越額 5 万 8,000 円、新型コロナウイルスワクチン接種事業、翌年度繰越額 50 万円、98 ページの物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対策商品券配付事業、翌年度繰越額 51 万 7,000 円、エネルギー・食料品価格等物価高騰重点支援事業（追加給付分）、翌年度繰越額 575 万 9,000 円、エネルギー・食料品価格等物価高騰重点支援事業（住民税均等割のみ課税世帯分）、翌年度繰越額 1,063 万円、エネルギー・食料品価格等物価高騰重点支援事業（子育て世帯分）、翌年度繰越額 407 万 1,000 円、以上 15 件につきましては年度内には事業執行することが時間的にできないことから、それぞれ繰越額の範囲内で令和 6 年度に使用する歳出予算経費として繰越しをしたものであります。

次に、99 ページになります。報告第 2 号 令和 5 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

施設費、施設費、道道洞爺湖登別線水道施設移設事業、翌年度繰越額 1,980 万円、以上 1 件につきましては年度内に事業執行することが時間的にできないことから、繰越額の範囲内で令和 6 年度に使用する歳出予算経費として繰越しをしたものであります。

次に、100 ページになります。諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

本町の人権擁護委員として法務大臣から委嘱されております藤川尚子氏が令和 6 年 9 月 30 日をもって任期満了となることから、札幌法務局長から後任候補者の推薦について依頼がありましたので、藤川氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

藤川氏につきましては、平成 24 年 4 月から継続して人権擁護委員として相談活動に積極的に取り組んでおり、人権擁護委員として適任者であると考えておりますことから、同氏を推薦するものであります。

なお、別に履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上が今定例会に提出いたします議案等の内容であります。よろしくご審議をくださいますようお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由及び内容についての説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森 太郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

6月14日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 1時56分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和6年壮瞥町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和6年6月14日（金曜日） 午前10時00分開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第25号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 3 | 議案第26号 固定資産評価員の選任について |
| 日程第 4 | 議案第27号 町道路線の認定について |
| 日程第 5 | 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 8 | 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 9 | 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第10 | 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第11 | 議案第34号 議決事項の一部変更について |
| 日程第12 | 議案第35号 議決事項の一部変更について |
| 日程第13 | 議案第36号 議決事項の一部変更について |
| 日程第14 | 議案第37号 議決事項の一部変更について |
| 日程第15 | 議案第38号 議決事項の一部変更について |
| 日程第16 | 議案第39号 議決事項の一部変更について |
| 日程第17 | 議案第40号 動産の取得について |
| 日程第18 | 議案第41号 壮瞥町指定介護予防支援等の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第42号 令和6年度壮瞥町一般会計補正予算（第1号）に
ついて |
| 日程第20 | 報告第 1号 令和5年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書
の報告について |
| 日程第21 | 報告第 2号 令和5年度壮瞥町簡易水道事業特別会計繰越明許
費繰越計算書の報告について |
| 日程第22 | 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるこ
とについて |
| 日程第23 | 選挙第 1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について |
| 日程第24 | 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・ |

木材産業施策の充実・強化を求める意見書

日程第 25 議員の派遣について

日程第 26 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（９名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	忖	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原收	君
教育長	谷坂常年	君
会計管理者		
	石塚季男	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	土門秀樹	君
企画財政課長	上名正樹	君
企画財政課参事	市田喜芳	君
住民福祉課長	阿部正一	君
産業振興課長	篠原賢司	君
商工観光課長	三松靖志	君
建設課長	澤井智明	君
生涯学習課長	河野圭	君
選管書記長（兼）	土門秀樹	君
農委事務局長	齋藤誠士	君
監委事務局長（兼）	小林一也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也	君
------	------	---

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） これより本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
８番 真鍋盛男君 １番 山本 勲君
を指名いたします。

◎議案第２５号

○議長（森 太郎君） 日程第２、議案第２５号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を受けます。

５番、佐藤 恣君。

○５番（佐藤 恣君） 議案第２５号について以下確認したいので、議長のお許しをいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（森 太郎君） はい。

○５番（佐藤 恣君） それでは、確認させていただきます。

壮瞥町の委員の選任については昨日町長から説明があつて、これは地方税法の規定に基づいての提案です。地方税法で固定資産評価委員会の委員の定数は３名以上とし、当該市町村の条例で定めるとしてありますが、町が定めている固定資産評価委員会条例の中に壮瞥町の定数がありません。現在選任している委員の定数は何人か。

そして、法律にはこのようにきっちと市町村の条例で定めるとあるのですが、ほかのまちはどうかということ調べてみました。そうすると、どの市町村も条例の中に委員の定数が入っていないのです。これは、何か行政指導があつたのかどうか。

また、町民にとってこの委員会活動について知るすべはありませんが、委員会活動のときに報酬が支払われておりますが、年度ごとの決算書によると令和４年度の報酬の支出はゼロでした。そこで、５年度の委員会活動についても併せて伺いたいと思います。

１点目は以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、会計管理者・税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長（石塚季男君） ご答弁申し上げます。

1 点目の固定資産評価審査委員の条例への定数の明記ということでございますけれども、条例の中には定数については明記は、議員おっしゃるとおり、してはおりませんが、実際の定数につきましては3名選出させていただいております。これに関して、条例に関して何か行政指導的なものがあつたのかというご質問でございますけれども、これについても特に行政指導あつたかということについては確認、把握はしてございません。

それから、2 点目の5 年度の固定資産評価審査委員会の活動についてでございますけれども、5 年度につきましては今年の2 月 28 日に書面により会議を開催しております。その中で委員長の選任ですとか、そういったことが審議されております。

それから、住民への活動内容の周知ということでございますけれども、一応近年では活用内容の周知は行ってはございませんけれども、私の記憶では何年か前に広報のほうで各種委員の活動内容について周知をしております、その中で固定資産評価審査委員についても内容について周知をしていると記憶しております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 今の答弁、理解はしますけれども、どの市町村も定数が条例、または札幌市は条例でなくて、規定という中でこれを定めているのですけれども、持っていないこと、ちょっと私には理解できないのですけれども、全道的な傾向といえますか、なのでこれ致し方ないのかなという気もしますけれども、今3名という言葉がありましたけれども、3名以上とするだから3名ってしたのでないかと思いたすけれども、やはりきちっと私はすべきでないかな、そんな気がします。

そこで、今会計管理者のほうから、石塚さんから答弁がありました、やはりこのようなことは、委員の任期は3年ですので、毎年か、または1年置きか分かりませんが、委員の選任がある。そして、町民の皆さんはこの委員会がどんな活動するのかな、また課税に対する固定資産の評価に対する異議のあるときは申し出ることができる、それはこの委員会の条例に関しての取決めの中に詳しく書かれているので、それを読めば分かるかもしれませんけれども、町民の皆さんにこういう委員の選任の機会があつたときに分かりやすい言葉でこの委員会の組織はこんなことについて、町民の皆さんから異議だとか、そういうものを受け付けて、解決しますよというような優しい言葉でぜひ表現していただきたい、そんな気がしてなりません。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、会計管理者・税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長（石塚季男君） ご答弁申し上げます。

今議員のほうから固定資産税の評価審査委員会の活動についての町民への分かり

やすい周知、あるいは異議、不服申立てについてはこういったことの手続が必要です
よといったようなことを分かりやすく周知する必要があるのではないかというご質問
だと思えますけれども、今後何かそういった機会に町民の方に広報、あるいはそう
いう何か媒体通じてこの委員会の在り方、組織、活動内容について分かりやすく周知
してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 25 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり
同意することに決定いたしました。

◎議案第 26 号

○議長（森 太郎君） 日程第 3、議案第 26 号 固定資産評価員の選任についてを
議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 26 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号 固定資産評価員の選任については原案のとおり同意するこ
とに決定しました。

◎議案第 27 号

○議長（森 太郎君） 日程第 4、議案第 27 号 町道路線の認定についてを議題と
いたします。

質疑を受けます。

4 番、毛利爾君。

○4 番（毛利 爾君） 改めて伺いするのですが、これ町道として認定するものと
ありますが、ということはこの土地を取得するのではなくて、ただ認定するだけのもの

であるか。

それと、今ここの道路は、うちのすぐ近くなので、砂利がむき出しになったり、凸凹になっているのですが、今後この道路は舗装されると考えてよろしいでしょうか。お願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

今回の町道路線の認定につきましては、提案理由説明のとおり、長年にわたり地域住民の生活路として使われている、生活路として活用されているところということで、公共性も高いということから認定するものでございますけれども、その認定に当たりましては、用地のほうは有償で譲渡していただくという予定をしております。それで、最終的な道路の形態としましては、今回町道認定の議決いただいた後に、まず調査設計のほう出ささせていただいて、最終的には舗装道路にしたいということで、令和6年度予算で計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 町内にはたくさんの、ちょっと名前聞いただけではどこの道路が町道の位置かということ私承知することのできないところたくさんあります。そこで、今回星野4号線が町道に認定されますけれども、現在町道として認定されている路線は何路線あるのか。もしも承知していれば、伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

現在町道路線として認定されている路線につきましては、間違っでは困りますので、後刻答弁させていただきますけれども、158路線だったと思いますが、改めてちょっと答弁させていただきます。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号 町道路線の認定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 28 号

○議長（森 太郎君） 日程第 5、議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 6 ページ。ありませんか。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 6 ページの防災諸費の減額について伺いたいと思います。

F M 放送局の運営は、1 市 3 町で共同運営していることは皆さんご承知のとおりなのですけれども、そしてその運営経費をそれぞれの自治体が負担しています。当初予算の計上では壮瞥町の負担は 407 万 6,000 円であったと思いますけれども、今回 163 万円の減額、これをパーセントにしますと 40% ぐらいになるのですけれども、このように減額して 244 万 6,000 円になった要因は何か。どのようなことからこの減額が出てきたのか。

また、1 市 3 町でそれぞれ共同運営しておりますので、分かればでよろしいのですけれども、それぞれの市、町の負担金はどのような形で減額になっているのか、承知していればその点も伺いたいと思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

まず、1 点目の減額になった要因でございますが、今回要因になったのがまず通信費、上久保内のところに中継所がございますが、そちらと伊達にありますスタジオのところのスタジオの通信費の減額と、あと修繕費、機器の修繕等に、見積もっていた金額が少し見積りより低くなったというのが一つと、あと消耗品費が多少減ったという部分と、あと租税の効果という部分で、インボイスの関係で多く計上した分が結果的にかからなかった部分と、あと人件費が一部減ったという部分が要因の一つでございます。

2 番目に、それぞれの負担額でございますが、最終的な執行額につきましてはそれぞれのまちの負担額の執行額を申し上げますと、まず伊達市が 757 万 439 円、豊浦町が 192 万 5,185 円、壮瞥町が 228 万 6,511 円と。洞爺湖町が 265 万 8,938 円という金額で、合計で 1,441 万 73 円という金額が最終的な金額でございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 7 ページ。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 7 ページの戸籍住民基本台帳費、これが 1,150 万の減額、この経緯についてちょっと確認したいなということで、以下質問しますので、よろしくお願いしたいと思います。

スマート窓口、書かない窓口の取組については、令和 5 年第 2 回定例会で提案されたものです。提案理由は、読んでみますと、これは答弁書のとおり、答弁書といいますが、会議録をそのまま引用しますけれども、スマート窓口経費になりますが、スマート窓口とは情報通信技術を活用して、いわゆる書かない窓口を実現するものであります。本町においては、高いマイナンバーカード普及率を背景として、窓口手続の簡素化による住民サービスの向上や業務の効率化を図るものであり、スマート窓口システム構築業務委託料 1,100 万円、同じく運用保守委託料 300 万円、機械器具等で 100 万円を追加するものでありますということを提案理由として述べられております。そして、今回減額ですけれども、これは昨日提案理由として話されたことですが、デジタル田園都市国家構想交付金を活用したスマート窓口、書かない窓口の導入を見送り、より安価で効果が期待できるシステムに変更したということにより、スマート窓口システム構築委託料で 1,100 万円、スマート窓口システム運用保守委託料で 50 万円を減額するものでありますと述べられております。この説明から業務委託料はゼロ、これは理解できます。システム運用保守委託料 50 万の減額ですから、実際には 300 万計上していて、50 万の減額ですから、250 万が支出されたと思います。そして、機械器具費は 100 万円をそのまま支出されている。

そこで、まず最初にお聞きしたいのは、より安価で効果が期待できるシステムの変更とありますけれども、これはどのような内容で取り組んできたのか。既に 5 年度でこれだけ支出しているのですから、それは完成していると思うのですけれども、どのような内容か、これについて最初に伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今質問にありました安価で効果が期待できるシステムと、どういうものかということなのですが、これはマイナンバーカードを読み取って、そこにある情報、住所ですとか名前ですとかを読み取る機械、それとあとパーソナルコンピューター、パソコン、それとあとプリンターです。どういうことかといいますと、書かない窓口、今までは窓口に来たときに名前書いて、住所書いて、住民票でも印鑑証明でも書いてもらったのですが、それをマイナンバーカードを持ってきていただければ、それ差し込むことによって少なくとも住所と名前と生年月日は印刷されるといいますか、そういったものを、印刷されまして、それを基にしてこちらのほうで住民票を発行するというので、申請書の印刷までというものになります。申請書を出すことによって住民さんについては一々名前ですとか住所は書かなくても済むようになると、

そういったようなものです。それを5年度に導入しまして、今それを運用しているのですけれども、マイナンバーカードを持ってこなければ使えないのですけれども、マイナンバーカードを持ってきているお客さんについてはそういうご案内をして、マイナンバーカードがあれば書かなくて大丈夫ですよというご案内をさせて、今運用しているところでございます。運用率としましては大体6割、7割ぐらいの方がそれを使っていらっしゃる。ほかは、持ってこなかったりすると使えないのですけれども、持ってきている方については案内をして、申請書を印刷して、お渡ししているという状況でございます。このことにつきましては、4月の広報でもお知らせしております、証明書なんかが必要なときにはマイナンバーカードをお持ちいただければというようなご案内も4月の広報でしておりました。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 概略は理解しました。

そこで、構築の委託料はゼロになりました。しかし、300万予定していた運用保守委託料は250万支出しました。これは5年度分として支出したのか、それともこれを支出することによって6年度は予算化しなくていいのかどうか、これを確認したいと思います。

そして、この運用は4月1日からの運用と理解してよろしいですね。この点についても確認させてください。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、予算なのですけれども、予算につきましては5年度予算で構築するための予算を組んで支出したのですけれども、こちら中で一部流用とかしておりまして、実際には備品購入費として事業を進めております。保守に関しては、6年度予算につきましては全くかからないというわけではなくて、やっぱり若干かかりまして、その辺は、その部分については6年度は6年度予算で組んでおります。ただ、そんな何百万と、そういう高額なものではなくて、年間数万円程度の保守料は今年度予算で予算措置をしているところでございます。

それとあと、運用開始なのですけれども、一応4月から導入ということで運用しておりまして、今現在も皆さんに使っていただいておりますような状況でございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般8ページ。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 8ページの企画費、地域おこし協力隊員の事業中、住宅借り上げ料というものが今回減額になるのですけれども、このことについて確認させていただきたいと思います。

当初予算で住宅借り上げ料 542 万 4,000 円を計上、実績で 220 万 6,000 円を減額しており、支給額は 321 万 8,000 円となりますが、この住宅借り上げ料の対象人数、借り上げ料の最高月額と最低月額についてまず 1 点伺いたいと思います。この借り上げ料の支給限度月額などは設けているのかどうか。入居者が契約した金額をそのまま認めて、給付しているのかについても確認させてください。

そして、6 年度でも隊員人数の増とはいえ、681 万 9,000 円を計上していますが、現在対象となって支給している 6 年度の最高月額と最低月額についても併せて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 28 分

再開 午前 10 時 28 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

地域おこし協力隊の住宅借り上げ料につきましては、令和 5 年度につきましては 8 名が使用料として支出しておりまして、当初予算案としては 12 名分の予算を計上していましたので、その差額が残りましたので、減額しているところでございまして、個人個人で月額が一番高い方が 5 万 8,000 円、一番安い方が 2 万 500 円、一部賃貸ではない方もいますので、その方は住宅使用料はかかっていないと。限度額等につきましては、特に定めておりませんで、これも活動費で全部賄いますので、活動費内であれば基本的には限度額はありません。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔発言する者あり〕

○企画財政課長（上名正樹君） すみません。6 年度につきましても予算上は 14 名分見ていまして、一番高い方は同じく 5 万 8,000 円、月額 5 万 8,000 円が一番高い方です。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 町内で月額 5 万 8,000 円の住宅は、どんな住宅を借りている

か。個人の契約ですので、そこまでは詳しくは聞きませんが、町内で5万8,000円もするような住宅が存在すること初めて知りましたが、何かそういう補助があるからそういうところに住んで、甘えているような感じもするのですけれども、やはり私は正式な町職員も住宅料の補助はあると思うのですけれども、そんな全額を見るようなことはないと思いますけれども、この点今後考える必要があるのではないかと。これは国の補助制度がそうだからといえばそれまでですけれども、ちょっと私は首をかしげることがあるのですけれども、そのことは今後の課題として私は注目していきたいと思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時34分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

地域おこし協力隊につきましては、年間活動費200万円を家賃ですとか、あとは研修の費用ですとか様々な費用に充てて、地域活性化のために活動していただいているものでございまして、家賃が5万8,000円だろうが、1万円だろうが、10万円だろうが、基本的にルール上は問題ありませんので、今後もこういった形で支援していきたいと。最終的には定住につなげていきたいと考えております。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 私も、地域おこし協力隊事業の各種起業セミナー等負担金247万減額されておりますけれども、これは3年間ですか、地域おこし協力隊として地域の中で活躍していただいた後、壮瞥町は壮瞥町に定住していただいて、いろんなビジネス等も含めて起業化して、定住に結びつけていくという狙いの中で各種起業セミナー等に対する参加等の負担をこの予算の中で求めていると理解しているのですが、5年度の当初予算が280万予算化されておりますが、247万の減額ということなのですから、6年度予算も230万予算化されておりますけれども、今回これはセミナー等の開催があまりなかったと認識していいのか、それともセミナーはあったのだが、参加の必要性を感じなくて、参加する隊員が多くなかったというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

地域おこし協力隊のセミナーに関する負担金でございますが、当初予算につきましてはどのセミナーに誰がいつ何回出席するというのは具体的には取りまとめていな

くて、1人大体10万円から30万円程度使うのではないかという見込みで予算計上しておりまして、実際令和5年度につきましては参加するセミナーが少なかったということもありますし、あとはセミナー参加費用よりもほかの費用、例えば需用費だとか、あとは委託料、使用料とかに回したりだとか原材料費、DIYやっている方だったらそっちの原材料費に回したりとか、年度が始まってからその中身については詳細を詰めていくことになりますので、ちょっと令和5年度は研修に参加する頻度が少なかったために予算が余って、減額させていただいたというところでございます。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 状況は分かりました。セミナーといっても非常に幅広い内容なのかなと理解するわけですが、そういう実態、5年度はなかなかその実態はつかみ切れないということで、こういう当初予算を設定したのは理解できるのですが、現状としてあまり利用されなかった、ほかの用途の中で定期的に補充できたところもあるのかなとは思いますが、6年度も230万ということは、そのセミナーの必要性、もしくは実態を捉まえた中で、5年度の当初予算に比べると50万ほど減額はされているわけですが、そのセミナーの内容、必要性というのは十分理解した上で隊員の皆さんにもそれ呼びかけて、行政として一体になってそういう部分で町に新たな人材を呼び込むという部分で必要性を感じられて、6年度予算化されているというふうに理解するので、それでよろしいですか。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

今長内議員おっしゃられたとおりで問題ありませんし、あと減額した要因としましては、やはり5年度につきましては隊員を採用できなかったという部分もありまして、採用できなかった隊員の分も予算化していたので、その分も減額になったので、ちょっと減額が多くなったという要因もあります。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 企画費の胆振線代替輸送事業費について伺います。

胆振線が廃止になってから壮瞥町に居住する人が他のまちへ高校の通学だとか、専門学校だとか大学などへ通学するときに通学定期補助をしております。大変これよい制度だなという気がして、評価しているのですが、今回当初予算500万に対して135万4,000円の減額で、これは実績ですよと言われればそれまでなのですが、それぞれの自宅から高校だとか専門学校だとか大学などへ通学している補助対象になった人数はそれぞれ何人程度あったのか、そのような実態を知りたいので、質問いたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

通学定期補助事業につきましては、令和５年度の予算上は 55 名分を措置しておりましたが、結果として実績として 48 名分でありましたので、これだけのちょっと減額になったということで、だんだん通学定期の補助を使う方が減ってきておりまして、令和６年度の予算につきましては令和５年度より 30 万ほど減額して予算措置しているところございまして、今現状ですとだんだん減ってきている状況なのかなというふうに認識しているところでございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般９ページ。

５番、佐藤 恣君。

○５番（佐藤 恣君） 一般９ページの社会福祉総務費の福祉灯油について伺いたいと思います。

令和５年度では、当初予算で 260 万円でした。前年度から比べると 60 万円の増でした。そして、５年の第３回定例会で 380 万でしたか、補正をしております。このときの提案説明では、現在灯油を含む物価が高騰しており、高齢者等の家計が厳しい状況にありますことから、灯油の支給量を従来は 100 リットルから 200 に増量するとともに、灯油単価が上昇傾向にあることを考慮して予算措置しましたよという説明でした。そこで、令和５年度、福祉灯油の給付の要綱によってなされていることは承知しておりますけれども、この対象世帯数がどの程度あって、実際にそれを活用したのは何世帯あったのか。そして、このようにせっかく予算を計上していただいたのに、減額がいつもの年よりも多いような気がするのですけれども、これはどうしてこのような結果が出たのか、これについて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

５年度の福祉灯油の実績なのですけれども、予算は 200 人分ということで予算を計上しておりました。実際は 167 名の方に支給をしております。対象世帯は今ちょっと手元にないのですけれども、対象となる方で申込みされていない方につきましては、ただほっておくというわけではなくて、何回もこうやってアプローチしたりとかして、申請してくださいとかってお話をしたりしているのですけれども、あと対象になって申請されない方というのは入院していて、実際にいないですとか入所している方とか、そういう方は別に給付はされないのですけれども、それ以外の方につきましては、対象の方の皆さん申請していただいているというふうに考えております。

それと、今回の減額なのですけれども、昨年補正させていただいたときには灯油が上昇傾向にあったものですから、もし足りなくなったら困ると思いますので、１リットル当たり 160 円ということで計算して、積算しておりました。人数は 200 人、１人 200 リットルということで計算していたのですけれども、実際昨年 11 月 1 日の町内の

灯油単価、一番高いところの町内単価で１リットル 127 円ということで、予算は 160 円って見たのですけれども、実際は安かったということと、今申したとおり、200 人見ていたのですけれども、実際は 167 人ということで、それで精算すると今回のような 210 万円ですか、215 万円ですか、精算してそうだったということでもあります。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 10 ページ。

３番、長内伸一君。

○３番（長内伸一君） 児童福祉総務費の結婚新生活支援事業 109 万 7,000 円の減額でございますけれども、これ当初予算 120 万ということなのですが、今年も同じ、6 年度の当初予算 120 万で予算化されておりますけれども、これは多くが減額されているということは、実態として結婚された方というか、カップルというか、それがいなかったという解釈でよろしいのですか、それとも補助金の申請をしない方もいるというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

結婚新生活支援事業なのですけれども、これにつきましては予算としては一応 1 人 30 万円で 3 世帯分のうち 1 件だけは 60 万円ということで 120 万円、プラス町での商品券を 3 万円分ということで 129 万円予算を組んでおりました。実際新婚世帯は 2 世帯いらっしゃいまして、2 世帯ありまして、ただこれ上限が例えば 30 万で、60 万とかするのですけれども、実際かかった費用、引っ越しにかかっている費用ですとか回収にかかった費用ということで、実費ということですので、みんながみんな 30 万円というわけではなくて、今のところ 2 世帯でもって 16 万 2,000 円は助成しているということで、それで精算して、残りは減額しているということで、実績がないわけではなくて、2 世帯実績あって、申請いただいて、給付をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 11 ページ。

５番、佐藤恣君。

○５番（佐藤 恣君） 一般 11 ページの衛生費、廃止鉱山鉱害防止費について伺います。

この防止費は、経費は 99%と言ってもいいくらい道からの委託事業ですので、減額したからといって町の財政が潤うような支出ではないと思います。そこで、例年の決

算を見ますと、多い年で 58 万円、少ない年で 30 万程度の減額でしたけれども、5 年度 423 万円という今までにないような大きな金額が減額になっておりますけれども、この減額が生じた要因は何かと、これについて伺いたいと思います。

皆さんご承知のように、この処理業務は昭和 48 年 6 月に幌別硫黄鉱山が正式に閉山してから、それ以後浄化装置を造って、そしてずっと 50 年近く運用してきているのです。壮瞥町が道から委託受けて、そして実施しております。これは、ずっと壮瞥町が抱える大きな課題として取り組まなければならないものですので、今ある施設でもしも改善点があるのかなと。今処理委託料で運営しておりますけれども、この処理場の改善など、もしもこの事業を実際に取り組んでいる会社等からこの点改善してほしいのだからというような要望などは出ているかどうか、これも併せて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

今回 423 万 5,000 円減額になっておりますが、こちらにつきましては令和 5 年度の予算策定時に北海道のほうに予算要望を上げております。その金額で当初予算を計上させていただいております。その後精査されまして、実際今回の額に確定したというところで減額になっております。それで、実際概算、当初の予算のときと今回最終との差でいきますと、委託料のほうなのですが、委託料の内訳の中で資材費、消石灰であるとか炭酸カルシウムの使用量が減ったということで、そういう部分では減額になっておりまして、また電気料につきましても国の補助制度がございましたので、そこでも大幅に減額になっております。それと、逆に設備費というところで、そちらについては当初予算で見えておりました 2,100 万程度から 4,600 万程度に上がっております。そこは設備の更新等を行っております。

それと、委託業者からの要望というところで、毎年度整備計画というのを示していただきまして、そしてそれに基づいて北海道のほうに毎年度要望しているところでして、老朽化したところとか不備のあるところについては随時北海道と調整して、予算要求して、反映していているというところでございます。

事業者からの改善点等ということですが、こちらにつきましては、先ほどもお話ししたとおり、整備計画というのを、改善計画というか、そういう改修計画を出しておりますので、その中で北海道のほうに要望し、認められれば改修を随時行っているという状況でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 12 ページ。ありませんか。

5 番、佐藤 恣。

○5 番（佐藤 恣君） 12 ページの農業振興費の中に、経営発展支援事業補助金とい

う制度を利用して取り組みたいということでしたけれども、全額減額しております。これは、どのような経緯からこのようなことになったのか。

また、令和6年度は3倍に近い937万5,000円を計上しております。6年度も始まって2か月経過したのですけれども、6年度を取組、どのくらい進んでいるのか、これについても併せて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） 令和5年度の経営発展支援事業補助金につきましては、当初新規就農者の方で令和4年6月に研修を修了しまして、その後就農に結びつかなくて、令和5年7月に就農をしております。それで、就農が令和5年7月に決まったということで、この補助金の第1回の要望調査には間に合わずに、第2回目で要望しようとしたところ、こちらについては内示が令和6年1月になるということで、年度内に完了させることが難しいと判断しまして、令和6年度に要望することに決めました。

それと、令和6年度につきましては、令和5年度から令和6年度に延期しました方と、新たに令和6年4月から新規就農されている方がおりまして、今回令和6年度につきましては2名分を計上しているというところでございます。それで、令和5年に就農した方につきましては、事業費が500万円の限度額ということでして、その4分の3ということになりまして、令和6年度4月から新規就農された方は夫婦での就農ということで1.5倍の加算がありまして、事業費750万円まで限度額になるということで、こちらの2名の方の4分の3の金額を令和6年度に計上させていただいているというところでございます。

○議長（森 太郎君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第27号の保留答弁

○議長（森 太郎君） 先ほどの佐藤議員の質問への後刻答弁について、建設課長から答弁いたさせます。

建設課長。

○建設課長（澤井智明君） 先ほどの佐藤議員からのご質問の後刻答弁させていただきます。

現在の町道の路線数につきましては、確認したところ112路線であります。

以上です。

◎議案第28号（続行）

○議長（森 太郎君） 先ほどの12ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、13ページ。

5番、佐藤恣。

○5番（佐藤 恣君） 12ページ、2つありますので、まとめて申し上げますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 佐藤議員……

○5番（佐藤 恣君） 13ページです。13ページ、2点ありますので、よろしくお願いします。

1点目は、商工費で特定非営利活動法人のそうべつ観光協会の事業費が今回大幅な減額が提案されております。提案説明では実績による執行残ということでしたけれども、どのようなことか、この内容について伺いたいと思います。

それから、2点目は土木費の道路橋梁維持費ですか、そこで昨年というか、5年度は雪があまり、補正はしたけれども、雪が最終的にあまり多くなかったのかということで、今回減額がありますけれども、最終的に5年度の除雪費は幾らで収まったのか、これについて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 5番、佐藤議員からのご質問について、まず1点目のほうは私のほうから答弁申し上げます。

商工費、観光費の減額、そうべつ観光協会の壮瞥町観光協会事業補助金の減額の内訳、内容についてのご質問でございました。これは、大きなところは人件費でございまして、一昨年事務局長が退職したのに伴いまして、もう一名事務局の補佐を採用する予定だったのですが、求人を出してもなかなか集まらないといいますが、採用に至らなくて、結果的に人件費で260万程度、それから少ない人数でちょっと対応していく中でプロモーションであったり、活動事業のほうが残り120万ほどですか、合わせて380万ほどが執行残となってしまったということでございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） 建設課長。

○建設課長（澤井智明君） それでは、除排雪委託業務につきまして私のほうからご説明させていただきます。

令和5年度の最終的な除排雪委託業務の経費でございますけれども、5,710万9,140円となっております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、14 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、15 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、16 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般 1 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 2 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 3 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 4 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 5 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 2 表、継続費補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 3 表、繰越明許費補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 4 表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これより議案第 28 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 29 号

○議長（森 太郎君） 日程第 6、議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 出産育児一時金について伺いたいと思います。

これを聞く理由としては、厚生労働省は 6 月 5 日に 2023 年の人口動態統計というのを発表しております。これは皆さんご承知のとおりだと思いますけれども、道内の出生率は 1.06 人、そして道内で誕生した子供は 2 万 4,426 人と発表しております。この国保会計で 5 名分の出産一時金を予定しておりましたけれども、実際には 1 名 50 万の支出ですから、1 名分だと思います。そこで、他の保険制度も同様に出産一時金を給付しておりますけれども、5 年度の壮瞥町の出産児の人数、もしも承知していれば伺い、これからのいろんな活動に生かしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 19 分

再開 午前 11 時 19 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

令和 5 年度の壮瞥町での出生数ですけれども、11 名でございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 29 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 30 号

○議長（森 太郎君） 日程第 7、議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 30 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 31 号

○議長（森 太郎君） 日程第 8、議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 31 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 32 号

○議長（森 太郎君） 日程第 9、議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 32 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 33 号

○議長（森 太郎君） 日程第 10、議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 33 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 34 号

○議長（森 太郎君） 日程第 11、議案第 34 号 議決事項の一部変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 34 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号 議決事項の一部変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第 35 号

○議長（森 太郎君） 日程第 12、議案第 35 号 議決事項の一部変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 35 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号 議決事項の一部変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第 36 号

○議長（森 太郎君） 日程第 13、議案第 36 号 議決事項の一部変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 36 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号 議決事項の一部変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第 37 号

○議長（森 太郎君） 日程第 14、議案第 37 号 議決事項の一部変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 37 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号 議決事項の一部変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第 38 号

○議長（森 太郎君） 日程第 15、議案第 38 号 議決事項の一部変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 38 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号 議決事項の一部変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第 39 号

○議長（森 太郎君） 日程第 16、議案第 39 号 議決事項の一部変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 39 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号 議決事項の一部変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第 40 号

○議長（森 太郎君） 日程第 17、議案第 40 号 動産の取得についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 40 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号 動産の取得については原案のとおり可決されました。

◎議案第 41 号

○議長（森 太郎君） 日程第 18、議案第 41 号 壮瞥町指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 41 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号 壮瞥町指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 42 号

○議長（森 太郎君） 日程第 19、議案第 42 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 2 ページ。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 財産管理費、指定管理者施設運営の支援金、このことについて、昨日の提案説明聞いても私の頭ではちょっと理解できない面がありましたので、改めて伺いたいと思います。

仲洞爺キャンプ場、来夢人の家の清掃業務、管理も含めて町は指定管理者制度を利用して委託料を払って運営してきておりましたけれども、キャンプ場のトイレの新設によって清掃業務が増大したのだと。だから、これを受けている、公共施設管理の委託を受けている団体、業者が今度はトイレだとか清掃関係を外部に委託する、そのような提案だったと思うのですけれども、ここでお聞きしたいのは施設管理委託料の中に今まで、令和 6 年度でよろしいのですけれども、キャンプ場のトイレだとか来夢人の家の清掃業務に係る経費はどの程度見ていたのか、委託契約は幾らで、そのうち清

掃に関する経費はどの程度見ていたのか、これを最初に伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

全体の経費につきましては、年間 490 万こちらに関しては委託しているのですが、清掃の部分では私どもで押さえている部分に関しましては、清掃の部分としては来夢人の家等全体で 72 万が今回清掃委託で入ってしまして、その分の部分を引いて、今回清掃委託という形で考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤 聡君。

○5 番（佐藤 聡君） そうしますと、今回支援金として出す 260 万と既に契約している委託料の中に 72 万が含まれている。ですから、合わせますと 332 万ですか、これが今後外部に委託する金額と理解してよろしいのでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいまのご質問ですが、実際に委託、実際清掃委託を本来であれば指定管理者に委託する部分を抜いた分を、先ほどのやつを抜いた分を今回委託するような形になります。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤 聡君。

○5 番（佐藤 聡君） 抜いた分というと、その金額はお幾らですか。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

実際抜く金額というのは、実際年間ですと先ほど言った 72 万円なのですが、その中から実際今回外に委託する分が 6 月の中旬、これから、本日もし議決された場合に 6 月の中旬もしくは 7 月からなった場合に、その分を掛け合わせた金額、その分を引いた金額、57 万円なのですが、そちらを引いた金額を今回委託するという形になります。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午前 11 時 40 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

実際今回委託業者のほうに指定管理者から委託するのは 300 万円余りです。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 41 分

再開 午前 11 時 44 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

先ほどのご質問につきましては、後刻答弁させていただきます。

○議長（森 太郎君） 2 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 3 ページ。

2 番、加藤正志君。

○2 番（加藤正志君） 農林水産業費の林業振興費の中の有害鳥獣関係で今回 85 万円の補正がされていましたが、内容についてなのですが、今回久保内の現地で囲いわなの赤外線センサーが故障したための修繕料と囲いわなの移設工事ということで予算が補正されております。そこで、囲いわなの令和 4 年度、令和 5 年度の実績、それと移設ということなので、どこかに囲いわなの場所が変わっていくのかなというふうに感じるのですが、その辺についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

今回南久保内の囲いわなを上久保内のほうに移設するための部分でございまして、それでまず実績を言いますと、令和 4 年度 21 頭ございまして、東湖畔 7 頭、南久保内 14 頭、令和 5 年度 5 頭、東湖畔 3 頭、5 年度につきましては立香に途中で移設していますので、立香 2 頭という形になっております。それで、移設先の上久保内につきましては、旧廃棄物埋立処理場の隣接地を予定しております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 7 番、菊地敏法君。

○7 番（菊地敏法君） 私も同じところですが、質問したいと思いますけれども、囲いわなの赤外線センサーの故障ということで修繕料が大体 24 万円ということでありまして、故障した原因と赤外線センサーが高いものなのかどうか確認したいと思うのですが、新規でセンサーを購入するとどのぐらいかかるのかという部分でちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

こちら赤外線センサーにつきましては、これ平成 27 年度にこの囲いな設置しておりまして、こちらについては経年劣化ということで故障したということで、今回センサーユニット自体を交換するというものでございます。修繕ではあるのですが、センサーユニットを替えて、それ以外の部分はそのままということで、そういうことでございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 土木費の河川総務費、このことについて質問したいと思います。

河川敷地の不法投棄とは言いませんけれども、いろいろなものが投棄されている。これを処理するためにということで先日開催の全員協議会でそのことの説明を受け、その後現地を私は 2 回確認してまいりました。示された図面のとおりに、あの範囲にいろんなものが投棄されていることを確認しました。そこで、現地を確認して、いろんな疑問点が出てきたのです。河川敷に大きな建物が 2 棟建設されております。この建物を建設したのは、河川地の隣接地に住んでいる方の建物でないかと私は理解してきたのですけれども、このように河川敷を利用する場合、普通であれば使用許可証を申請しますよね。この建物 2 棟を建てるとき、建物の状態から見て相当古いから、そのときの様子を、書類等探すのは大変だと思いますけれども、そのような申請が出されたのか。

そして、河川敷に恒久的な建物を造るということは到底許可すべきものでないし、町は許可しなかったと思うのです。そういう面でこの経緯、まずお聞きしたいなということ。

それから、投棄されているもの、お聞きしましたら何が何トンだとかなんという数字を示されましたけれども、私は 2 回行って、いろいろ確認したのですけれども、タイヤ 4 本から 5 本程度、コンクリート管、そんな大きなものではありません。1 本、青いビニールシート、これは束ねて、結構量ありました。電線、それからビニールハウスの使用済みと思われるビニール、送水のためのビニールホースというのでしょうか、畳めば平らになる、丸でなくて、平らになる、平たくなるものが捨てられておりましたし、また河川敷内と思われるところにビニールハウスの残骸、これがありました。これを建てたのは、多分その隣接地に住んでいる方のものだと思います。それから、川に落ちそうになった農機具、これは私あまり農機具の種類見ても分かりませんが、いろんな構造的なものから見て田植機のものでないか、そんなことを見ることができましたし、テレビが 2 台、大きなテレビと小さなテレビ 1 台ずつ、それから農機具につけるバケットというのですか、それが 1 個、そういうものを見ることができたのですけれども、先日の全員協議会の中では誰が捨てたか分からないと、確認できない、だからこれを町が片づけますよということだったのですけれども、私はこの後始末にちょっと 240 万というお金は私の見る限りにおいては何か過大な金額でない

かな、そんなことを感じました。そこで、副町長は提案説明されましたけれども、現地を確認した上で理事者はこれに取り組むことはやむなしと判断したのでないかと思うのですけれども、実際に現地を確認しているかどうか、このことについても伺いたいと思います。いろいろ申し上げましたけれども、何かこの予算は過大でないかと、そんな気がしてなりませんでしたので、あえて質問させていただきます。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目、今回の場所に、河川敷なのですけれども、そこに投棄物のほかに倉庫が2棟建っているということで、その経緯につきましては、議員のご指摘のとおり、やっぱり古いもので、我々も調べてはみたのですけれども、何かしら許可を出したとかという経過というものはちょっと確認することができませんでした。基本的にはやはり河川敷を使う場合には（聴取不能）形で手続をしていただいて、許可を出すという流れになるのですけれども、その倉庫につきましては許可されていないということであったので、現在その河川敷に隣接する家屋、土地を新たに購入されるという方が購入する前にちょっといろいろと相談がございまして、そのときに河川敷に倉庫があるということが確認されたものでございます。当町としましては、河川敷にそういう工作物、建物建てるということについては適正な手続を取っていただかないとやっぱり許可することはできませんので、今回の土地、建物、河川敷以外のところの売買に伴って建物も売買するということでしたので、契約が成立後には新たに買われた方が河川占用の手続をしていただく、もしくは契約が成立しなかった場合につきましては、もともとの所有者の方に改めて占用の手続をしていただくということで話を進めております。結局のところは、新たにその土地、家屋、倉庫等について購入されることになったので、これから河川敷に建っている倉庫については占用の許可を出す手続をしてもらうというふうに考えております。河川敷に建っている倉庫につきましては、河川の流水ですとか、その辺の妨げになるような位置ではないという判断で、手続さえしていただければ許可をする方向で今現在考えております。

2点目の投棄物につきましては、佐藤議員も現地見られたということで、捨てられているものの概要を把握していただいたと思うのですけれども、我々も投棄物がありますよということで相談受けたときには、現地を確認しています。ただ、最初相談あったときに積雪があった時期だったので、4月の10日に担当が現地確認しておりまして、その後も私のほうでも現地は確認しておりまして、佐藤議員おっしゃられるとおりのようなものがかなり投棄されているという状況でございました。処分するに当たっては、莫大な費用かかるということではあったのですけれども、あれだけのものを拾い上げて、積み込んで、処分をするという過程の中で、かなりやはり人的な労力が必要になるということで、一応地元の業者のほうにも見積りをいただいて、算定した金額でございますので、過大とはおっしゃられますけれども、適正な金額である

というふうに私どもでは考えております。実際公費でやるということですので、それなりの判断基準はあるのかなということにはなるのですが、やはり一番河川敷にそういう投棄物があるというもの、実際多分詳しく分かれているだろうという隣接地に住まわれていた方が、その持ち主がもう亡くなっていると、令和2年3月にお亡くなりになられていまして、同居されている親族の方も成年後見人にご依頼しなければならぬような方ですので、自分でそういう判断できるような方ではないということで、ちょっと現状証拠だけではなかなか判断、誰が捨てたものかというのを確実に特定するということとはできないということで、警察にもご相談させていただきましたけれども、状況証拠だけでは原因者を特定することは難しいのではないかなという意見もいただきましたので、それについてはやはり河川管理者である壮瞥町がやらなければいけないということの判断をいたしました。これを、そういう事実が分かった以上、投棄物によって河川の流水が汚染されたり、河川下流域へ流出してしまうということが起きてしまった場合には非常に二次災害的なことも起こり得ますので、その事実が分かった以上、早急な対応が必要であるということと、あと根拠的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第5条の中に清潔の保持等という規定がございます。土地の所有者であったり、管理者が適正なそういう投棄物があった場合には処理しなければいけないということになりますので、今回の場合については投棄をした方が確実に正確に誰かというのは分からない限りは町でやらなければいけない、その特定が困難であるということで今回の判断をして、予算を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの佐藤議員の質問で2ページ、財産管理費で後刻答弁する件について、総務課長に答弁いたさせます。

総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） 先ほどのご質問に対しての答弁をいたします。

見積金額、清掃委託の分が309万から、当初来夢人の家の清掃委託に係る賃金、先ほどちょっと72万と申し上げましたが、57万に訂正させていただきますが、を除いた260万円を今回支援金として出させていただきます。予定でございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 続いて、一般3ページ、ほかにありませんか。

〔発言する者あり〕

○議長（森 太郎君） それでよろしいですか、佐藤議員。

〔発言する者あり〕

○議長（森 太郎君） そしたら、今回4回目になりますけれども、ちょっとなかなかかみ合わない部分あったと思うので、3ページについて……

〔「今の答弁に対して」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 今の2ページについてはよろしいですね。

〔発言する者あり〕

○議長（森 太郎君） そしたら、2ページについて佐藤議員のほうからもう一遍質疑を受けます。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） この金額の算出がほかの施設の清掃管理だとか、そういうものと比べてみた場合、本当にべらぼうな差があるのです。例えば私は週何回清掃に来ているか承知しておりませんけれども、山美湖、面積もあります。トイレもたくさんあります。そういう中で、例えば令和6年度は年間契約が167万7,000円です。月額にすると13万9,000円。役場庁舎、年間契約133万7,000円で、月額にすると11万1,000円になりますけれども、今の260万と34万でしたか、プラスすると約300万になります。それは、今後、今日これがもしも予算が確定したとしたら、多分この契約は7月からになるのでないか。そうすると、9か月です。今考えているものを、約300万近いお金を9で割ると月額33万3,300円になるのです。べらぼうではありませんか。そして、この清掃が終わった拘束時間はというと、先ほど課長と立ち話したのですけれども、清掃が終わったらそれで終わりですよ。そういう契約というか、ことを考えているのであれば、時給にしたらすごい金額になるのではないか。ほかとの均衡というものを考えていかなければ、私はこれから公共施設を運営する上で大きな汚点を残すのではないかと思います。再度私は考え直して提案してほしいなと、そういうことを要望して、この件については特別に4回目許していただきましたので、申し上げて終わりたいと思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

今回、ただいま佐藤議員がおっしゃったように、拘束時間は大体2時間ぐらいと思いますがトイレ清掃のほかにほかの来夢人の家の清掃とか、今回先ほどもお話しいしましたトイレと、あとは来夢人の家の全体の部分とか、あらゆるところが結構広範囲ともなって、清掃委託という部分がありますので、その部分で、あとは交通費とかの部分も当然ございますので、それを考えるとやはりこれぐらいの金額になっていくのではないのかなというふうにあります。今回はこのとおり260万円ご提案させて

いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） それでは、続いて一般３ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般４ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般１ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第１表、歳入歳出予算補正について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第４２号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第……

〔発言する者あり〕

○議長（森 太郎君） 暫時休憩します。

休憩 午後 １時０６分

再開 午後 １時１６分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、討論に入ります。

５番、佐藤恣君。

○５番（佐藤 恣君） 今まで私は議会経験も浅く、いろいろな皆さんの意見を聞きながら議事に参加してまいりました。いろいろな審議に参加してまいりました。そして、今回提案されている補正、これについて見ても私は、先ほど申し上げたように、疑問

があったのです。というのは、同じ課で、例えば総務課で担当して、役場庁舎の委託を業者をお願いしている金額、そして今回今まで受けていた指定管理者が人手不足で十分に清掃できないので、それを別な業者をお願いする。そして、それはそれでよいでしょうけれども、その金額を見た場合、私は行政というのはバランスが必要だということを常に考えております。大変失礼ですが、バランスが取れていない補正を出して、認めてくださいということについて私は反対を表明いたします。

以上です。

○議長（森 太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4 番、毛利爾君。

○4 番（毛利 爾君） 私は、担当課長のほうから報告を受け、納得いたしましたので、この原案には賛成いたします。

○議長（森 太郎君） ほかに原案に反対討論者おりますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） なければ、また原案に賛成者の賛成討論、おりますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第 42 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 太郎君） 起立多数であります。

議案第 42 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

◎報告第 1 号

○議長（森 太郎君） 日程第 20、報告第 1 号 令和 5 年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第 1 号の報告を終結いたします。

◎報告第 2 号

○議長（森 太郎君） 日程第 21、報告第 2 号 令和 5 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第2号を終結いたします。

◎諮問第1号

○議長（森 太郎君） 日程第22、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本案について適任とする意見を付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任とする意見を付することに決定いたしました。

◎選挙第1号

○議長（森 太郎君） 日程第23、選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

本年7月16日をもって選挙管理委員及び同補充員の任期が満了となります。定数は、選挙管理委員4名、同補充員4名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において選考し、指名することといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において当選人を指名することに決しました。

選挙管理委員には千田重光君、松本晃君、畠山政明君、田中文夫君、以上の方を指

名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました千田重光君、松本晃君、畠山政明君、田中文夫君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員には、第１順位、小松正明君、第２順位、関義克君、第３順位、渡邊幸男君、第４順位、富田るみ君、以上の方を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第１順位、小松正明君、第２順位、関義克君、第３順位、渡邊幸男君、第４順位、富田るみ君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

◎意見案第１号

○議長（森 太郎君） 日程第 24、意見案第 1 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

4 番、毛利爾君。

○4 番（毛利 爾君） 意見案第 1 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

北海道の森林は、全国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っています。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところであります。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成す

るためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要であり、よって、国においては、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保し、また森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れた優良種苗の安定供給、ＩＣＴ等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化することを強く要望するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、以上であります。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第１号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第１号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（森 太郎君） 日程第 25、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（森 太郎君） 日程第 26、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期、日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和 6 年壮瞥町議会第 2 回定例会を閉会いたします。

（午後 1 時 2 6 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員